

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 総務課									
天草地区保護司会運営費	罪を犯した人々の更生と犯罪のない明るい社会づくりを推進する。	天草地区保護司会	1 保護司法(昭和25年法律第204号)第8条の2に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整 2 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集 3 保護司の職務に関する研究及び意見の発表 4 保護司の職務に関する研修 5 保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝 6 保護司の人材確保の促進に関する活動 7 その他地域福祉に関する事業	総事業費から繰越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに		年度末		
熊本検察審査協会天草支部運営費	検察審査会制度の普及及び発展を図る。	熊本検察審査協会天草支部(以下この項において「協会」という。)	1 協会の計画策定 2 検察審査会制度の調査、研究及び建議並びに広報活動 3 協会の会員の研修	総事業費から繰越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに		年度末		
天草市自衛隊家族会運営費	自衛官募集事務の協力体制の強化を図る。	天草市自衛隊家族会(以下この項において「自衛隊家族会」という。)	1 自衛隊家族会の計画策定 2 自衛隊家族会の各分会及びその会員との連絡調整 3 自衛隊家族会の会員の研修 4 防衛思想の普及及び高揚 5 自衛隊員の募集及び退職者の就職活動の支援 6 自衛隊の諸行事に対する協力 7 殉職隊員及び物故隊員の遺族に対する支援 8 上部団体関係団体等の事業への協力	総事業費から繰越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに		年度末		
■ 防災危機管理課									
熊本県消防協会天草支部運営費	防火及び防災活動を推進する。	熊本県消防協会天草支部	1 防火及び防災の訓練並びに啓発活動 2 消防団員の研修活動 3 消防関係団体との連携に関すること。 4 その他防火及び防災に関すること。	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
自主防災組織設立促進・活動活性化補助	自主防災組織の組織率向上をめざすとともに、自主防災組織の活動活性化を図る。	自主防災組織	1 自主防災組織の更なる組織率向上のため、新規結成に必要な経費を補助する。 2 自主防災組織の活動活性化を図るため、防災資機材等の必要経費に対して補助を行う。 3 自主防災組織において、防災リーダーとしての活躍が見込まれる者が、防災士の資格を取得するために負担した費用に対して補助を行う。	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額(上限50,000円/1団体) 補助は3年に1回とする。ただし、防災士資格取得費用については毎年交付対象とする。	事業実施前	経費内訳等	事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度末のいずれか早い日	1 設立届、規約(新規設立団体) 2 事業の実施が立促進・活動活性化事業補助金交付要領」に基づく。	詳細については、「天草市自主防災組織設立促進・活動活性化事業補助金交付要領」に基づく。
水難救済会救難所運営費	水難予防及び水難による安全を促進する。	熊本県水難救済会に所属し、天草市に事務所を置く救難所	1 水難救助への出動活動 2 水難救済に従事する救難所員の訓練及び教育 3 水難救済に要する設備及び資材の整備並びに維持補修 4 水難の予防啓発活動	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
■ 地域政策課									
定住促進奨励金	空き家等情報バンクを利用して、天草市への定住を促進し人口の増加及び地域の活性化を図る。	本市以外から本市へ空き家等情報バンク制度を利用して転入し、過去に本市に居住したことがない者。但し、過去に本市を転出し、5年以上経過した者にあつては、2人以上の世帯構成員で転入する者。	転入世帯に対し、奨励金を交付し、本市への定住を促進する。	(補助額) 定住世帯の構成員が2人以上の場合は200,000円、1人の場合は100,000円とし、予算の範囲内で交付する。 奨励金は、1定住世帯につき1回限り交付する。	本市に転入した日の翌日から起算して90日以内	・住民票の写し ・戸籍の附表 ・納税証明書等	交付決定後速やかに		詳細については、「天草市定住促進奨励金交付要領」に基づく。
空き家活用事業	空き家等情報バンクに登録してある空き家を利用して、定住を促進し人口の増加及び地域の活性化を図る。	空き家等情報バンクに登録してある空き家を所有している者又は購入及び賃借した者	空き家の給排水施設、風呂、台所、便所、屋根等改修に係る費用及び家財道具の搬出、処分に関する費用	(補助率等) 補助対象経費の2分の1以内で、100万円を上限(御所浦地域(御所浦島、枚島及び横浦島)の空き家については補助対象経費の3分の2以内で200万円を上限)として、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、家財道具の搬出、処分の場合は補助対象経費の2分の1以内で、20万円を上限とする。	事業実施前	(1)事業計画書 (2)契約書の写し (3)見積書の写し (4)図面及び現況写真 (5)誓約・承諾書 (6)所有者が確認できる書類又は確認書 (7)住民票の写し (8)納税証明書	事業終了後速やかに	(1)事業実績書 (2)収支決算書 (3)請求書及び領収書の写し、工事中及び工事後の写真等	詳細については、「天草市空き家活用事業補助金交付要領」及び「熊本県御所浦地域空き家物件改修事業補助金交付要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
移住・定住・交流関連助成事業(地域活性化センター助成事業)	移住・定住・交流を推進する。	地域活性化センターが定める実施要綱等(以下、この項において「別要綱等」という。)の規定による者	1. 移住・定住・交流推進支援事業 2. 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 (1)地方創生伴走型応援事業 (2)地域経済循環分析事業 (3)一般事業 3. 地方創生アドバイザー事業	(補助額) 1. 移住・定住・交流推進支援事業:上限2,000千円、補助率100%以下 2. 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 (1)地方創生伴走型応援事業:上限2,000千円、補助率100%以下 (2)地域経済循環分析事業:上限2,000千円、補助率100%以下 (3)一般事業:上限1,500千円、補助率100%以下 3. 地方創生アドバイザー事業:上限200千円、補助率100%以下	事業実施前	別要綱等の規定による必要書類	別要綱等の規定による提出期限	別要綱等の規定による必要書類	詳細については、地域活性化センターが定める「移住・定住・交流推進事業実施要綱」、「地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施要綱」、「地方創生アドバイザー事業実施要綱」に基づく。
生活交通路線維持対策事業	地域において生活交通に必要なバス運行の確保を図る。	乗合バス事業者	天草市内において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下「国要綱」という。)第10条の規定により補助金の交付対象となった系統として運行される乗合バス運行事業	(補助対象期間) 前年10月1日から9月30日まで (補助対象経費) 国要綱第6条第1項の規定により算定される補助対象経費から、国要綱第12条及び熊本県の定める要項により算定される補助金の額を差し引いた額(天草市に係る分) (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	運行計画書	11月15日	天草市生活交通路線維持対策補助金交付申請書	詳細については、国要綱及び「天草市生活交通路線維持対策補助金交付要綱」に基づく。
地方バス運行特別対策事業	地域において生活交通に必要なバス運行の確保を図る。	乗合バス事業者	天草市内において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下「国要綱」という。)第10条の規定により補助金の交付対象となった系統を除き運行される乗合バス運行事業	(補助対象期間) 前年10月1日から9月30日まで (補助対象経費) 補助対象運行系統ごとの補助対象経常支出(下記の式により計算して得られた額)と経常収入の差額の合計額 補助対象期間の補助対象事業者のバス事業の経常支出 / 当該系統の補助対象期間の実車全走行キロ × 当該運行系統の補助対象期間における実車走行キロ(天草市に係る分) (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	運行計画書	11月15日	地方バス運行特別対策補助金交付申請書	詳細については、国要綱及び「天草市生活交通路線維持対策補助金交付要綱」に基づく。
御所浦地域定期航路運賃割引事業	御所浦地域において住民生活に必要な定期航路に係る運賃負担を軽減することにより、住民の福祉の向上を図る。	御所浦地域の港を発着地とする航路事業者	御所浦地域の定期航路に係る運賃負担の軽減を目的に実施される事業	(補助額) 運賃割引補てん費に、利用人数及び利用台数を乗じて得た額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	航路事業者の会計年度における直近の運賃収益及び利用実績表	年度末	利用人員及び利用台数を証明する書類	詳細については、「天草市御所浦地域定期航路運賃割引事業補助金交付要綱」に基づく。
御所浦地域乗合自動車運行事業	御所浦地域における生活交通手段の確保を図る。	道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合自動車運送事業又は同法第21条第2号の規定による乗合許可を有する第3条第1号ロの一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者	御所浦地域における乗合自動車運行事業	(補助対象期間) 4月1日から翌年3月31日まで(ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、第2土曜日及び第4土曜日の運行は、補助対象外とする。) (補助金交付の対象額) 1 補助対象期間における乗合自動車の運行に係る経費から収益額を差し引いた額 2 収益額は、乗車運賃に乗車人数を乗じた額とする。 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	1 停留所及び運行時刻を示した運行計画書 2 停留所の位置及び運行経路を示した地図 3 補助対象期間における運行に係る経費及び収益見込額を算定した計算書	年度末	御所浦地域乗合自動車運行状況報告書及び収益金総括表	詳細については、「天草市御所浦地域乗合自動車運行補助金交付要綱」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
天草エアライン機材維持費補助	天草エアラインの安定運航を維持し、天草地域等の振興を図る。	天草エアライン株式会社	天草エアラインの機材維持事業	(補助対象期間) 4月1日から翌年3月31日まで (補助対象経費) 1 航空機の重整備に係る経費 2 航空機のランディングギアの交換に係る経費 3 航空機のフロベラの交換及びオーバーホールに係る経費 4 航空機の機体構造検査に係る経費 5 航空機のエンジンの整備に係る経費 6 その他航空機の整備に係る経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	機材整備等計画書	年度末	1 整備又は部品等取付完了を確認する書類 2 整備又は部品購入等契約書等の写し 3 整備又は部品購入等に係る費用の額を確認する書類	詳細については、「天草市天草エアライン機材維持費補助金交付要領」に基づく。
御所浦・水俣航路乗合海上タクシー運航事業	御所浦地域において生活交通に必要な海上交通の確保を図る。	市内に事務所を有する海上タクシー航路事業者等	御所浦町の本郷港、嵐口港及び横浦港と水俣市の水俣港とを結ぶ航路を運航する事前予約制の乗合海上タクシー運航事業	(補助対象期間及び運航日) 1 4月1日から翌年の3月31日までの火曜日、金曜日、土曜日及び日曜日。ただし、1月1日はを除くものとする。 2 前項の運航日にかかわらず、5月1日から5月6日、8月11日から8月17日及び12月29日から翌年1月4日の期間に運航する場合は、補助することができる。 3 その他市長が特に必要と認めた日 (補助対象経費) 1 乗合海上タクシーの運航経費から収益額を差し引いた額、運航に伴い必要となる事務経費及び市長が特に必要と認める経費 2 運航経費(1往復当たり14,300円とする。)から収益額を差し引いた額については、1日当たり42,900円を上限とする。 3 収益額は、乗船運賃に乗船人数を乗じた額とする。 4 乗船運賃は、乗船場所及び距離にかかわらず、1回の乗船につき大人(12歳以上の者をいう。)については1,000円、小人(6歳以上12歳未満の者をいう。)については500円とする。 5 運航に伴い必要となる事務経費の額は、別に定める算出方法により算出した額を上限とする。 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	補助対象期間における運航経費及び乗船料金計算書	年度末		詳細については、「御所浦・水俣航路乗合海上タクシー運航補助金交付要領」に基づく。
御所浦・三角航路旅客定期船運航事業	御所浦地域において生活交通に必要な海上交通の確保を図る。	市内に事務所を有する旅客定期船運航事業者	生活交通の確保に必要な航路で、御所浦地域と三角港とを結ぶ航路を運航する旅客定期船運航事業	(補助対象期間及び運航日) 1 1月1日から12月31日まで 2 その他市長が特に必要と認めた日 (補助対象経費) 1 旅客定期船の運航経費から収益額を差し引いた額及び市長が特に必要と認める経費 2 運航経費は、運航にかかる経費用のうち天草市龍ヶ岳町の小屋河内港から宇城市の三角港までの距離により得た按分値をかけて算出した額とする。 3 収益額は、上天草市龍ヶ岳町の小屋河内港から宇城市の三角港までの運賃収入とする。 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	運航計画書、補助対象期間における運航経費及び運賃計算書	3月15日		詳細については、「御所浦・三角航路旅客定期船運航補助金交付要領」に基づく。
天草エアライン利用促進事業	天草エアラインの利用促進により、天草地域の振興を図る。	天草エアライン株式会社	天草エアラインの利用促進及び新たな利用者の掘り起こしに係る事業	(補助対象経費) 1 天草市民で天草エアラインを利用したことがない人等への運賃助成に係る経費 2 天草市内の小学校、中学校及び高校の児童又は生徒を対象にした体験搭乗に係る経費 3 天草市出身者が利用した場合のふるさと割引に係る経費 4 その他の利用促進策として市長が必要と認める経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	利用促進事業計画書	事業終了後速やかに	1 利用者名簿又は利用者が分かる書類 2 対象事業ごとに経費が分かる書類	詳細については、「天草エアライン利用促進補助金交付要領」に基づく。
■ まちづくり支援課									
防犯灯設置事業	地域の安心と安全を確保する。	市内の行政区	防犯灯の整備	(補助対象経費) 防犯灯の設置経費 (補助額) 1 電柱共架の場合は上限23,000円 2 自立柱の建柱による場合は上限70,000円	事業実施前	1 見積書の写し 2 設置予定箇所図	事業終了後速やかに	1 領収書の写し 2 完成写真	詳細については、「天草市防犯灯設置費補助金交付要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
交通安全対策活動関係団体運営費	交通安全意識の高揚及び地域住民の交通安全の確保を図る。	1 天草地区交通安全協会 2 牛深地区交通安全協会	1 交通安全運動の推進 2 交通安全思想の高揚 3 交通安全施設の清掃 4 街頭交通指導	予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに		年度末		
コミュニティ助成事業	地域の連帯感の醸成及び住民自治の向上を図る。	自治総合センター若しくは地域活性化センター若しくは国又は熊本県が定める実施要綱等(以下この項において「別要綱等」という。)の規定による者	1 一般コミュニティ助成事業 2 コミュニティセンター助成事業 3 地域防災組織育成助成事業 4 青少年健全育成助成事業 5 共生の地域づくり助成事業 6 地域の芸術環境づくり助成事業 7 地域国際化推進助成事業 8 活力ある地域づくり助成事業	助成金は、1件につき次の額で10万円単位とする。 1 一般コミュニティ助成事業 100万円から250万まで 2 コミュニティセンター助成事業 対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円まで。 3 地域防災組織育成助成事業 第2の1(3)の事業区分に従い、次のとおり。 ア.30万円から200万円まで イ.80万円から100万円まで ウ.100万円まで。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、 60万円まで エ.40万円まで オ及びカ.100万円まで 4 青少年健全育成助成事業 30万円から100万円まで 5 共生の地域づくり助成事業 1,000万円まで。ただし、ソフト事業の場合は500万円まで。 6 地域の芸術環境づくり助成事業 500万円まで 7 地域国際化推進助成事業 200万円まで 8 活力ある地域づくり助成事業 第2の1(8)の事業区分に従い、次のとおり。 ア. 200万円まで イ. 200万円まで ウ. 1,000万円まで	事業実施前	別要綱等の規定による必要書類	事業終了後速やかに	別要綱等の規定による必要書類	詳細については、「天草市コミュニティ助成事業補助金交付要領」、「シンボジウム助成事業実施要綱」、「長寿社会づくりソフト事業(一般事業・特定事業)交付金実施要綱」、「地域イベント助成事業実施要綱」、「コミュニティ助成事業実施要綱」、「夢チャレンジ推進事業実施要綱」、「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金実施要綱」に基づく。
ふるさと応援交付金事業	住民が主体となった地域づくり活動を支援していくことにより、地域の更なる活性化を図る。	天草市まちづくり協議会の登録に関する要綱の規定により登録されたまちづくり協議会又は協議会を構成する地区振興会	まちづくり協議会、地区振興会等が実施する事業	(補助額) 天草市ふるさと応援寄附条例に基づき、まちづくり協議会又は地区振興会を指定して寄附された寄附金の額	事業実施前		事業終了後速やかに	基金調書	詳細については、「天草市ふるさと応援交付金交付要領」に基づく。
まちづくり推進交付金	住民が主体的に行う自治活動、地域コミュニティの活性化及び住民と行政の協働によるまちづくりの推進を図る。	天草市まちづくり協議会の登録に関する要綱の規定により登録されたまちづくり協議会	まちづくり協議会、地区振興会等が実施する事業	(補助対象経費等) 対象事業の実施に要する経費 (補助額) 各協議会の区域に係る人口及び高齢化率を基準として算出した額を予算の範囲内で交付する。	事業実施前	事業ごとの収支予算書	事業終了後速やかに	事業ごとの収支決算書	詳細については、「まちづくり推進交付金交付要領」に基づく。
まちづくりチャレンジ支援交付金	住民が主体的に行うまちづくり活動を支援し、地域の自立及び個性ある生き生きとした地域づくりの推進を図る。	天草市まちづくり協議会の登録に関する要綱の規定により登録されたまちづくり協議会又は協議会を構成する地区振興会	まちづくり協議会、地区振興会等が実施する事業	(補助対象経費等) 対象事業の実施に要する経費 (補助額) 補助対象経費の総額に10分の9(まちづくり計画推進事業にあっては10分の10)を乗じて得た額以内の額とし、予算の範囲内で交付する。 (1) コミュニティモデル事業 上限額 100万円 (2) コミュニティビジネス創設事業 上限額 100万円 (3) 地域コミュニティ活性化事業 上限額 50万円 (4) まちづくり計画推進事業 上限額 150万円 (交付期間) 1事業当たり4年を限度とする。ただし、平成26年度までに申請済みの対象事業は3年を限度とする。	事業実施前		事業終了後速やかに	事業の経過及び成果を証する書類等	詳細については、「まちづくりチャレンジ支援交付金交付要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
自治公民館等整備費補助	自治活動の振興発展を図る。	自治公民館の新築、購入、増築、改築、移築及び改修と駐車場の整備並びに運動広場の造成を行う団体	自治公民館の新築、購入、増築、改築、移築及び改修と駐車場の整備並びに運動広場の造成で事業費が30万円を超えるもの	(補助率及び限度額) 事業費に100分の35を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)以内の額とし、250万円を限度額とする。	事業実施前	1 工事見積書の写し 2 平面図 3 配置図及び付近見取図 4 立面図(新築のみ) 5 駐車場及び運動広場にあつては、用地の売買契約書又は賃貸借契約書の写し 6 工事契約書の写し(契約後速やかに) 7 整備対象の現況写真	事業終了後速やかに	1 整備対象のしゅん工写真 2 請求書又は領収書の写し	
防犯対策活動関係団体運営費	犯罪のない明るく住みよい地域社会をつくる。	1 天草地区防犯協会 2 牛深地区防犯協会	防犯意識の高揚及び市民生活の安全の確保を図るための活動	(補助対象経費) 1 安全安心な地域づくりのための経費 2 青少年の健全育成及び非行防止のための経費 3 覚せい剤等薬物乱用防止のための経費 4 暴力追放の推進のための経費 5 その他団体の設立目的を達成するための経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに		年度末		
防犯カメラ設置費補助事業	市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。	防犯ボランティア団体、自治会、学校PTA及びこれらに準じる団体	地域の安心・安全と犯罪の未然防止を図るため、防犯カメラの整備に係る事業	(補助対象経費) 防犯カメラ購入及び設置に係る経費 (補助額) 補助対象経費に100分の50を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)以内の額とし、100,000円を上限とする。	事業実施前	1 見積書の写し 2 防犯カメラの仕様書／カタログ 3 設置予定箇所図 4 設置場所の現況写真	事業終了後、速やかに	1 領収書の写し 2 防犯カメラ設置後の現況写真 3 防犯カメラで撮影した画像	詳細については、「天草市防犯カメラ設置費補助金交付要領」に基づく。
■ 男女共同参画課									
人権擁護委員協議会運営費	基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及及び高揚を図る。	天草人権擁護委員協議会(以下この項において「協議会」という。)	人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第17条第1項に規定する任務を遂行するために要する協議会の運営	前年の9月末日における市の住民基本台帳人口(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に5円を乗じて得た額と市の人権擁護委員数に10,000円を乗じて得た額の合計額以内とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに	天草人権擁護委員協議会会則	年度末		
男女共同参画リーダー育成補助金	男女共同参画の研修に意欲を持って参加する市民に対し、研修費用の一部を補助することで、地域の核となるリーダー(人材)を育成する。	男女共同参画の研修に意欲を持って参加する市民	1 県が主催する男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業 2 その他市長が必要と認める事業	(補助対象経費) 参加負担金及び旅費 補助対象経費の額(国又は県からの補助金等がある場合は、補助対象経費の額から当該補助金等の額を差し引いた額)の2分の1以内とし、1人当たり50,000円を限度とする。	研修参加前	開催要項、参加決定が確認できる書類	事業終了後速やかに		
市民活動支援事業	公益団体の自立促進を図るとともに、市民及び市との協働のまちづくりを推進する。	次の全てに該当する団体 1 市内に事務所又は事務所機能を有する拠点があること。 2 団体の活動範囲に天草市が含まれること。 3 特定非営利活動法人又は法人格を有しない団体にあつては、規約、会則等で団体の運営方法等が決まっており、会員の資格の得喪に関して、不当な条件を付していないこと。 4 5人以上で構成されている団体であること。	地域の課題に主体的に取り組む市民活動団体が行う事業(主に天草市内で実施されるものに限る。)で、次に掲げる事業を対象とする。 1 スタート事業 市民活動団体が、活動意欲の向上や基盤づくりのために行う公益的な事業 2 ジャンプアップ事業(1年以上活動している団体の事業に限る。) 市民活動団体が、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるために行う公益的な事業 (補助対象外事業) 1 先進地等の視察、各種会議又は講演会への出席及び人的な交流を主たる目的とする事業 2 事務所等の建設、改修又は維持管理若しくは物品の購入を主たる活動目的とする事業 3 団体の主たる活動とは関係ない物品販売、コンサート、発表会及び展示会等の事業	(補助額) (1)補助対象経費の4分の3以内(2年目は2分の1以内)の額とし、スタート事業は上限20万円、ジャンプアップ事業は上限200万円とする。 (2)人件費については、人件費以外の補助対象経費の総額を限度として補助対象経費とすることができる。 (補助回数) 1団体に対し1会計年度1回限りとし、継続して行う場合は2年を限度として補助を受けることができる。	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「天草市市民活動支援事業補助金要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
出会い応援事業	未婚の男女に対して、多様な視点から学ぶセミナーの開催や交流の場を提供し、お互いを尊重し支え合うパートナーづくりを支援すること、男女共同参画社会の実現に寄与する。	補助対象団体は、次の全てに該当する団体とする。ただし、宗教活動、政治活動、若しくは選挙活動を目的とする団体等、又は公益を害するおそれのある団体等は、補助金の交付の対象としない。	1 補助対象事業は、20歳以上の独身男女に健全な出会いの機会を提供する講演会、イベント、交流会等(以下「交流イベント等」という。)とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 交流イベント等の参加者は、原則として10人以上とすること。 (2) 参加者の募集は、広域的に公募することとし、男女同数を目標に募集すること。 (3) 原則として、市内の施設や地域資源を活用し実施すること。 (4) 公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でないと思われられる内容を含まないこと。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。 (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とするもの (2) 他の制度による補助金等の交付を受けているもの (3) 交付決定時において既に事業に着手しているもの (4) 特定の構成員のための福利厚生が目的と認められるもの (5) 主たる目的が営利事業と認められるもの (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が交流イベント等に関与していると認められるもの (7) その他市長が補助金を支出することにつき、不適当と認められるもの	補助額は1回5万円を限度とし、1年度につき10万円を限度とする。	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「天草市出会い応援事業補助金要領」に基づく。
■ スポーツ振興課									
B&G海洋クラブ活動補助	青少年の健全育成と海洋スポーツの普及を図る。	B&G海洋クラブ	1 海洋性スポーツ・レクリエーション活動 2 海事に関する理解を深めるための活動 3 B&G財団が実施する諸行事への参加 4 クラブ員相互の親睦を図るための活動 5 その他本クラブの目的を達成するための諸活動	(補助対象経費) 1 B&G海洋クラブの活動、運営に要する経費 2 B&Gスポーツ大会に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 参加状況写真 2 大会冊子	
熊本県民体育祭出場補助	広く市民の間にスポーツを普及し、健康増進とスポーツ精神の高揚を図り、豊かな市民生活の進展に寄与する。	県民体育祭に出場する天草市の代表選手	熊本県民体育祭出場	(補助対象経費) 旅費、需用費、役務費、使用料又は賃借料、大会参加費及び選手強化費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 出場状況写真 2 大会成績等実績がわかるもの	
熊日駅伝大会出場補助	競技者の育成及び強化並びに競技人口の底辺拡大の推進並びに見えるスポーツを通じて市民スポーツの振興及び地域の活性化を図る。	熊日駅伝大会に出場する天草市チーム選手団及び(株)熊本日日新聞社	熊日駅伝大会出場及び開催	(補助対象経費) 旅費、需用費、役務費、使用料又は賃借料、大会参加費、選手強化費、負担金 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 出場状況写真 2 大会成績等実績がわかるもの	
スポーツ大会開催補助	スポーツの振興に寄与する。	市内の住民もしくは(一社)天草市体育協会に加盟する競技団体が構成員となる実行委員会等	補助対象者が含まれる団体が市内で実施するスポーツ大会開催事業	(補助対象経費) 1 報償費(謝金等) 2 旅費(交通費、宿泊費等) 3 需用費(消耗品費、印刷製本費等) 4 役務費(手数料、通信運搬費、保険料、広告料等) 5 使用料及び賃借料(物品・会場・車両借上料、通行料、駐車料等) 6 その他市長が適当と認めるもの ※食糧費(役員・審判・補助員用の弁当代お茶代除く。)、賞品代及び温泉使用料は対象外とする。 (補助額) 総事業費から繰越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費総額のいずれか低い額。ただし、天草市合併後に補助を開始した事業については、補助対象経費の2分の1以内とし、100,000円を上限とする。	事業実施前	大会要項等	事業終了後1月以内	1 事業経費の領収書 2 開催事業実施状況写真 3 参加者名簿 4 大会成績	詳細については「天草市スポーツ大会開催補助金交付要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
スポーツ教室・スポーツ講習会開設補助	市民の競技力向上、スポーツ人口拡大、専門的指導者及びスポーツクラブ育成補助	(一社)天草市体育協会	(一社)天草市体育協会又は(一社)天草市体育協会正会員が実施するスポーツ教室又はスポーツ講習会の開催に係る経費の補助	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	実施要項等	事業終了後速やかに	1 開催事業実施状況写真 2 開催資料等実績がわかるもの	
総合型地域スポーツクラブ活動補助	地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブを育成することで、生涯スポーツ社会の実現を図る。	総合型地域スポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブ活動及びクラブ設立	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに	実施要項等	年度末	1 事業経費の実績がわかるもの 2 活動状況写真	
マラソン大会等開催補助	マラソン大会等の開催により、交流人口の増加及び地域の活性化並びに青少年健全育成を図る。	各大会実行委員会	天草で開催される次のマラソン大会等の運営費の補助 (1)鳥峠パノラマウォーク (2)倉岳えびすマラソン大会	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 開催事業実施状況写真 2 大会成績等実績がわかるもの	詳細については「天草市マラソン大会等開催補助金交付要領」に基づく。
天草国際トライアスロン大会事業	交流人口の増加と地域の活性化及び国際交流と競技力の向上に寄与する。	天草国際トライアスロン大会実行委員会	天草国際トライアスロン大会開催	(補助対象経費) 1 報償費(選手強化費等) 2 旅費(JTU旅費等) 3 需用費(消耗品、食糧費、選手支給物製作費等) 4 役務費(手数料、通信運搬費等) 5 委託料(記録計測等) 6 使用料(車輛借上等) 7 工事請負費(会場等設置工事費等) 8 備品購入費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 開催事業実施状況写真 2 大会成績等実績がわかるもの	
天草市体育協会運営費	(一社)天草市体育協会の運営を支援することで、社会体育の振興を図る。	(一社)天草市体育協会	(一社)天草市体育協会の事務局職員報酬及び熊本県体育協会負担金等	(補助対象経費) 事務局職員の報酬(保険料含む。)及び熊本県体育協会負担金等 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに	総会資料	年度末	事業経費の実績がわかるもの	
トップアスリート育成事業	スポーツの国際大会等への出場を目指す本市出身選手の競技力向上と併せてスポーツ選手の指導者養成を図る。	(一社)天草市体育協会	(一社)天草市体育協会が選考した指定選手及び指導者育成の支援	(補助対象経費) (1)旅費(交通費、宿泊費等) (2)需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費等) (3)役務費(通信運搬費、保険料、手数料等) (4)使用料及び賃借料(物品・会場・車両借上料、通行料・駐車料等) (5)負担金(受講料等) (6)大会参加費 (7)選手強化費 (8)前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの (補助額) (一社)天草市体育協会が補助する額の1/2とし、1人当たり上限を5万円とする。	事業実施前	対象者名簿等	3月31日	1 事業経費の領収証 2 大会及び強化練習会等の資料	詳細については「天草市トップアスリート育成事業補助金交付要領」に基づく。
■健康福祉政策課									
福祉基金助成金	創意及び工夫を凝らした自主的な福祉活動を促進し、地域福祉の増進を図る。	民間団体、企業及び住民組織	民間団体、企業及び住民組織が行う自主的な福祉活動で次に掲げる事業 1 ボランティア活動の促進に寄与する事業 2 高齢者の保健福祉の増進に寄与する事業 3 障がい者の社会参加及び自立促進に寄与する事業 4 児童福祉の向上に寄与する事業 5 上記に掲げるもののほか、地域福祉の増進に寄与する事業	(助成金の額) 1 対象経費の2分の1以内の額とし、500,000円を限度とする。 2 1により難しい事業の性格上、特別な事情がある場合は定額補助とし、300,000円を限度とする。 3 市長が特に必要と認める場合は、500,000円を超えて交付することができる。	事業実施前	1 定款、寄附行為、規約又は会則 2 役員名簿又は会員名簿 3 従前から実施している事業内容がわかる資料 4 申請事業の詳細がわかる資料	事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度末のいずれか早い日	1 成果物の写真、パンフレット等実績のわかるもの 2 領収書等支払いを証明する書類	詳細については、「天草市福祉基金助成金交付要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
あまくさメディカルネットワーク端末機器整備事業	あまくさメディカルネットワークで使用する機器の整備を促進し、天草地域における医師確保、医療機関の連携強化及び地域医療の充実を図る。	天草都市医師会	あまくさメディカルネットワークの支援に関する協定書に基づき、参加医療機関があまくさメディカルネットワークで使用する機器等の購入に係る経費	(補助対象経費) 1 天草市内に所在する医療機関で新たにあまくさメディカルネットワークに参加する医療機関にあって、当該医療機関内に設置する機器(パソコン、高精細モニタ及びセキュリティ関連) 2 一般社団法人天草都市医師会立天草地域医療センター(以下「天草地域医療センター」という。))において、健康診断等の情報を関係医療機関に送信するシステムを導入する際に使用する機器(パソコン、高精細モニタ及びセキュリティ関連) (補助額) 機器の購入に係る補助基本額は次のとおりとし、当該補助基本額の範囲内で全額を補助する。 (1) パソコン、高精細モニタ及びセキュリティソフトを購入する場合 228千円 (2) 天草地域医療センターにおいて、支援対象機器を購入し当該医療機関の既存セキュリティ関連機器に接続する場合 228千円	事業実施前	1 機器を配置する医療機関名及び配備台数一覧 2 機器購入見積書	事業終了後速やかに	1 機器配備完了を確認する書類 2 機器購入等契約書等の写し 3 機器購入等に係る経費の額を確認する書類	詳細については、「あまくさメディカルネットワーク端末機器整備事業補助金交付要領」に基づく。
看護師等確保対策事業	市内の医療機関等において不足している看護師等を確保し、地域医療の向上及び地域包括ケアシステムの推進を図る。 ※看護師等とは医療機関等に於いて雇用する有資格者をいう。	市内の医療機関等及び支援団体 ※医療機関等とは病院、診療所、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で定める事業所をいう。 ※支援団体とは医師会、看護協会、特別養護老人ホーム連絡協議会、介護老人保健施設事業所協議会、居宅介護支援事業者連絡協議会及び介護サービス事業所連絡協議会をいう。	次に掲げる看護師等の確保対策に係る経費に対する補助事業とする。ただし、同一補助対象者の申請は年度1回とする。 1 補助対象者が他の機関が実施する就職説明会へ参加する際に係る経費 2 補助対象者が行うWebサイトへの広告掲載等に係る経費 3 補助対象者が合同で実施する就職説明会、研修会等(共催も含む)に係る経費 4 その他市長が必要と認める事業	1、2 対象費用の3分の1の額(上限20万円) 3、4 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	実施内容が確認できる書類(実施要項等)	事業終了後速やかに	1 事業経費実績のわかるもの 2 事業状況写真	
医師確保支援事業	地域医療体制の安定を図る。	市内の医療機関(市立病院を除く)のうち、地域周産期中核病院又は救急告示病院の指定を受けた医療機関	補助対象者が慢性的に継続する医師不足を解消するため、次に掲げる診療科の医師を非常勤医師として、他の医療機関から招へいするための旅費に対する補助事業とする。(産婦人科及び小児科については、地域周産期中核病院に限る。) (1) 産婦人科 (2) 小児科 (3) 麻酔科	(補助対象経費) 補助対象者が招へいする医師が勤務する医療機関と当該補助対象医療機関との間を移動するために必要なタクシー借上料及び航空運賃 (補助金の額) 年間に要する補助対象経費の2分の1の額とする。 同一補助対象者に対する補助は、3年度間を限度とする。	事業実施前	1 補助対象医師が招へい元の医療機関の該当診療科に勤務していることを証明する書類 2 年間勤務予定表 3 1往復あたりの旅費所要見込額を確認する書類	事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度末のいずれか早い日	1 補助対象医師の勤務実績を証明する書類 2 補助対象者が支出した補助対象医師に係る旅費相当額の支出状況を確認する書類	詳細については、「天草市医師確保支援事業補助金交付要領」に基づく。
単位民生委員児童委員協議会運営費	民生委員及び児童委員の活動を促進し、地域福祉の増進を図る。	天草市の区域ごとに組織する単位民生委員児童委員協議会	1 民生委員児童委員協議会活動の推進 2 民生委員児童委員の研修	1 171,000円 + 5,400円 × 委員数 2 50,000円 + 6,800円 × 委員数 1及び2の算定基準により算出した額を基に予算の範囲内で市長が定める額	5月31日		年度末		
民生委員制度創設100周年記念大会参加補助	全国の民生委員・児童委員が一同に会する記念大会に参加・交流することにより、委員活動の一層の充実を図り、誰もが安心して生活することができる地域づくりへの取組みを推進する	天草市民生委員児童委員協議会連合会	民生委員制度創設100周年記念大会に参加する費用を補助	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
ボランティア活動推進事業	社会福祉協議会が行うボランティア活動事業を支援し、市民のボランティア活動の育成を図る。	社会福祉法人天草市社会福祉協議会	社会福祉協議会が行うボランティア活動事業で次に掲げる事業 (1) 天草市ボランティアセンターの運営費 (2) 協議会が定めるボランティア活動推進事業助成金交付要項及びボランティア協力校事業助成金交付要項に基づき実施する助成に要する経費	予算の範囲内で市長が定める額	5月31日		翌年度の4月30日		詳細については、「天草市ボランティア活動推進事業補助金交付要領」に基づく。
原爆被害者の会運営費	原水爆禁止運動の浸透及び原爆被害者の健康管理を図る。	天草市原爆被害者の会	1 原水爆禁止の講習会及び研修会の開催 2 原爆被害者の健康診断の実施 3 天草郡市原爆死没者慰霊式典の実施	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
遺族会運営費	戦没者遺族の福祉の向上を図る。	1 天草遺族連合会 2 天草市の区域ごとに組織する遺族会	1 熊本県遺族連合会が実施する熊本県戦没者追悼式参列事業 2 その他当該団体の活動	(補助対象経費) 会議費、事務費及び事業費 (補助額) 1 天草遺族連合会への熊本県戦没者追悼式に出席する際のバス代等に対する補助額は、150,000円を上限とする。 2 その他当該団体の活動補助事業については、補助対象経費の3分の1以内の額とし予算の範囲内で市長が定める額	6月30日		年度末		
社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉の推進を図る。	社会福祉法人天草市社会福祉協議会	社会福祉協議会の職員の人件費を補助対象経費とし補助する。	予算の範囲内で市長が定める額	4月30日		翌年度の4月30日		詳細については、「天草市社会福祉協議会補助金交付要領」に基づく。
29年度臨時福祉給付金	消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため。	基準日(平成28年1月1日)において、本市に住民登録があり、平成28年度分市・県民税(均等割)が課税されていない者。ただし、下記に該当する者を除く。 ○市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等 ○生活保護制度内で対応される被保護者等	臨時福祉給付金(経済対策分)	1人につき15,000円	平成29年8月31日	1 本人確認書類(平成26年度、平成27年度、年金生活者等支援臨時福祉給付金又は28年度に申請が行われている場合は不要) 2 指定した口座が確認できる書類(平成27年度、又は28年度と同じ口座ならば不要)	-		詳細については、「天草市臨時福祉給付金(経済対策分)支給事業実施要領」に基づく。
■ 福祉課									
障がい者福祉サービス施設通所支援事業	御所浦地域住民の負担軽減及び障がい者(児)支援の充実を図る。	御所浦町から障がい者福祉サービス施設を利用する障がい者(児)及び付添者	御所浦地域に居住する障がい者(児)が、島外の社会福祉施設等に通所する際に負担する船賃を助成する事業		翌年度の4月10日(その日が休日となる場合は、その日以降に到来する休日でない最初の日)	1 市が発行する福祉サービス受給者証又は通所受給者証の写し 2 船賃に係る領収書	-		詳細については、「天草市障がい者福祉サービス施設通所支援事業実施要領」に基づく。
障がい福祉団体運営費	障がい者の社会参加の促進と福祉の向上を図る。	1 天草市身体障害者福祉協議会 2 天草市視力障害者福祉協会 3 天草市聴覚障害者福祉協会 4 天草郡市地域精神障害者家族会 5 白い雲の会 6 天草小鳩会 7 ひだまりの会 8 その他市長が必要と認める障がい福祉団体(以下この項においてこれらを総称して「団体」という。)	1 団体の運営補助事業 2 団体が実施する事業(障がい者の福祉の増進を図る事業に限る。) 3 その他市長が特に必要があると認める経費	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
住居確保給付金	離職により住居を喪失した者等の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とする。	次の要件のいずれにも該当する者 (1) 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある (2) 申請日に65歳未満で、離職等の日から2年以内である (3) 離職前に、主たる生計維持者であった (4) 世帯の収入の合計額が一定以下である (5) 世帯の預貯金の合計額が一定以下である	離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援等を実施する。	下記の限度額を上限として、月ごとに支給する。ただし、月の世帯の収入が下記の基準額を超える者については、調整された金額を支給する。 (限度額) 単身世帯 33,000円/月 2人世帯 40,000円/月 3人～5人世帯 43,000円/月 (基準額) 単身世帯 78,000円/月 2人世帯 115,000円/月 3人～5人世帯 139,000～185,000円/月 ※支給期間は、6月を限度とする。 ※支給方法は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者に口座振替の方法による。	年度末	1 住居確保給付支給申請書 2 本人確認書類 3 離職後2年以内であることが確認できる書類 4 世帯員の収入が確認できる書類 5 世帯員の金融機関の通帳等	受給開始後の毎月月末	求職活動報告書	詳細については、「熊本県住居確保給付金事業実施要領」に基づく。
障がい者福祉施設整備等補助	障がいのある方が身近なところで安心してサービスを受けられるようにするため、障がい者支援事業を開始する事業者を支援する	事業所が少ない地域において、障がい者支援事業を開始するもの又は開始後、1年以内の事業者(社会福祉法人等)	障がい者支援事業を開始するためにかかる経費(改修・設備・備品等)。ただし、総事業費は500万円未満とする。	対象経費の2分の1以内の額とする。	事業実施前	事業計画書 収支予算書 建物の配置図、平面図 見積書	事業の完了の日から起算して、30日を経過する日又は当該年度末のいずれか早い日	事業実績書 収支決算書 建物の配置図、平面図及び竣工写真 契約書(請書)の写 領収書又は請求書の写	詳細については、「天草市障がい者福祉施設整備等補助金交付要領」に基づく。
■ 子育て支援課									
保育環境改善等事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	障害児受入促進事業(保育所等での障害児受入に係る施設整備費等を補助)	(補助対象経費) 事業の実施に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、国が定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要領」の基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする	事業実施前	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認ができるもの	詳細については、国が定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要領」に基づく。
私立保育園等施設整備事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	認可保育所等の新設、修理、改造、拡張又は整備を行う事業	(補助対象経費) 整備等に必要な経費 (補助額) 補助金の額は、私立保育園等の整備等に要する費用の4分の3以内の額とし、予算の範囲内で交付する。	事業実施前	1 設計書 2 平面図・立面図 3 見積書 4 工事着工前写真	事業終了後1月以内	1 請負契約書の写し 2 工事完了届 3 工事完了写真 4 工事の完了を確認するための検査済証の写し	詳細については、国が定める「保育所等整備交付金交付要領」に基づく。
放課後児童健全育成事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	1 放課後児童クラブ環境整備事業(放課後児童クラブの施設整備備品購入等に係る費用を補助) 2 放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブの障がい児受入れ、利用者の送迎、小規模クラブ運営等に係る費用を補助) 3 放課後児童クラブ処遇改善事業(放課後児童支援員等の処遇改善等に係る費用を補助)	(補助対象経費) 事業の実施に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要領」及び「子ども・子育て支援整備交付金交付要領」の基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする	事業開始後速やかに	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認ができるもの	詳細については、国が定める「子ども・子育て支援交付金要領」及び「子ども・子育て支援整備交付金交付要領」に基づく。
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	1 延長保育事業(保育所の開所時間の前後に入所児童を預かる費用を補助) 2 一時預かり事業(家庭内保育中の子どもを一時的に保育所等で預かる費用や、幼稚園終了後に入園児等を幼稚園で預かる費用を補助) 3 病後児保育事業(病気の回復期で保育が必要な子どもを一時的に保育所等で預かる費用を補助)	(補助対象経費) 事業の実施に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要領」及び「子ども・子育て支援整備交付金交付要領」の基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする	事業開始後速やかに	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認ができるもの	詳細については、国が定める「子ども・子育て支援交付金要領」及び「子ども・子育て支援整備交付金交付要領」に基づく。
障害児保育事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	1 障害児保育事業(保育所での障害児受入に係る費用を補助) 2 軽度障害児保育事業(保育所での軽度障害児受入に係る費用を補助)	(補助対象経費) 事業の実施に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする (基準額) 1 障害児保育事業 73,118円×各月初日現在の障害児数×入所月数 2 軽度障害児保育事業 36,559円×各月初日現在の障害児数×入所月数	2月末日	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	補助金実績精算書	詳細については、「天草市障害児保育事業補助金交付要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
保育所地域活動事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	1 育児講座・育児仕事両立支援に関する事業 2 小学校低学年児童の受入れに関する事業	(補助対象経費) 事業の実施に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。 (基準額) 1 育児講座・育児仕事両立支援に関する事業 1箇所200,000円 2 小学校低学年児童の受入れに関する事業 1箇所500,000円	事業開始後速やかに	1 補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認ができるもの	
保育所事務協力費	保育料徴収事務等の推進を図る。	市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人	保育料徴収の推進に協力する私立保育所へ保育料の徴収に必要な経費を補助する事業	(補助対象経費) 事業の実施に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする (基準額) (保育所の入所児童のうち10月1日現在において市の区域内に住所を有する児童数-保育料の納付方法が口座振替である児童数)×1,000円	10月31日	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	補助金実績精算書	
天草市保育所連盟補助	保育所職員の資質の向上を図る。	天草市保育所連盟	1 保育事業の充実発展に関する事業 2 連盟の会員及び保育所の職員の資質向上に関する事業 3 連盟の会員相互の親睦に関する事業 4 共同事業の企画運営 5 関係諸団体との連絡及び協議	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
児童環境づくり基盤整備事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	1 児童福祉施設併設型民間児童館事業(民間児童館の運営に係る費用を補助) 2 地域組織活動育成事業(母親クラブの活動に係る費用を補助)	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業開始後速やかに	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認ができるもの	
親子ふれあい事業	児童・生徒の家庭生活での健全な生活維持及びひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	社会福祉法人天草市社会福祉協議会	ひとり親世帯の親子を対象として、社会福祉協議会が実施する親子ふれあい事業にかかる費用のうち、バス賃借料(バス借上料、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代等)を補助。	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業開催日の1月前		事業終了後1月以内		
■ 高齢者支援課									
高齢者福祉関係団体運営費	高齢者福祉の推進を図る。	1 天草市老人クラブ連合会 2 社団法人天草市シルバー人材センター 3 その他市長が必要と認める高齢者福祉関係団体	1 補助対象となる高齢者福祉関係団体の運営に要する経費 2 高齢者福祉関係団体が実施する高齢者の福祉の増進を図る事業に要する経費 3 その他市長が必要と認める事業	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに	規約、定款、会則その他の補助事業等に係る重要な諸規定	事業終了後速やかに		
介護職員研修受講支援事業	介護保険サービス事業所の人材確保により、介護保険サービスの安定供給を図る。	介護職員初任者研修を修了した者で、市内の介護サービス事業所に就職している者	介護職員初任者研修課程を修了し、かつ、市内の介護保険サービス事業所に就業する者に対し、研修課程の受講に要した費用(受講料及び教材費)の支援を行う。	(補助対象経費) 研修課程の受講に要した費用(受講料及び教材費) (補助金の額) 補助対象経費と補助限度額50,000円とを比較して、低い方の額を補助する。	市長が別に定める期日	1 研修実施者が発行する受講料等の領収書又は受領を証明する書類 2 研修実施者が発行する修了証明書の写し 3 市税に滞納がない旨を証明する書類	介護職員として継続して3カ月以上就業した日が属する月の末日	介護保険サービス事業所が発行する就業証明書	詳細については、「天草市介護職員研修受講支援事業補助金交付要領」に基づく

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
公的介護施設等整備費補助金	地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業の推進を図る。	地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を行う社会福祉法人等	市町村整備計画に基づき行う、施設及び設備等の整備費等助成事業	(補助対象経費) 熊本県健康福祉補助金等交付要項に定める経費 (補助額) 熊本県健康福祉補助金等交付要項に定める額	事業実施前	1 定款 2 開設予定施設の場所を示す地図	事業の完了日から起算して25日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日	事業実施を証明する書類(契約書、領収書の写し等)	詳細については、「熊本県健康福祉補助金等交付要項」及び「熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金交付要領」に基づく。
		市町村が作成した先進的事業整備計画に基づき行う、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等々の整備費等助成事業	(補助対象経費) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱に定める経費 (補助額) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱に定める額	事業実施前	1 経費所要額調書 2 見積書の写し	事業の完了日から起算して1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日	事業実施を証明する書類(契約書、領収書の写し等)	詳細については、国が定める「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」及び「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要領」に基づく。	
施設開設準備経費助成特別対策事業	介護関係施設の円滑な開設により、介護福祉の充実を図る。	小規模特別養護老人ホーム、小規模ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受ける者)、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所の整備を行う社会福祉法人等	市町村整備計画に基づき行う新設、増床等の施設開設準備経費	(補助対象経費) 熊本県健康福祉補助金等交付要項に定める経費 (補助額) 熊本県健康福祉補助金等交付要項に定める額	事業実施前	1補助金申請額調書 2補助金申請額算出内訳 3開設予定施設の場所を示す地図	事業終了後速やかに	1補助金精算額調書 2補助金精算額算出内訳調書 3その他事業実施を証明する書類(契約書、領収書の写し等)	詳細については、「熊本県健康福祉補助金等交付要項」及び「熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金交付要領」に基づく。
■健康増進課									
天草地域病院群輪番制病院運営事業	休日及び夜間における診療体制を確保する。	県保健医療計画における天草二次救急医療施設	病院群輪番制病院の運営	(補助対象経費) 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等) (補助額) 対象経費の実支出額と基準額(7,780円×病院の診療日数(内科・外科別)合計)のいずれか少ない方の額	年度開始後速やかに	事業支出計画明細書	年度末	1 実績明細書 2 患者数調べ	
妊婦健康診査助成事業	妊婦の健康管理及び母子保健の増進を図る。	本市に住所を有し、かつ、妊娠の届出を行った者で、指定医療機関以外で妊婦健診を受けたもの	母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の規定に基づき、妊婦に対して実施する健康診査(以下「妊婦健診」という。)に要する費用の助成	(補助額) 妊婦健診に要した費用とし、その費用が次の助成限度額を超えるときは、当該助成限度額とする。 ○助成限度額 1回20,460円、2回5,050円、3回7,520円、4回7,520円、5回5,050円、6回7,520円、7回5,050円、8回7,870円、9回7,700円、10回5,050円、11回6,620円、12回7,520円、13回5,050円、14回5,050円 ※1回20,460円のうち2,210円は、早産予防事業の膣分泌物細菌検査とする。	妊婦健診終了後6月以内	1 妊婦健康診査受診票 2 妊婦健診に要した費用の領収書の写し又は支払証明書 3 母子健康手帳の写し	—		詳細については、「天草市妊婦健康診査助成事業実施要領」に基づく。
離島妊婦健康診査等支援事業	産婦人科医療施設のない離島地域における妊婦等の経済的負担を軽減し、妊婦の健康管理及び母子保健の増進を図る。	横浦島、牧島、御所浦島及び横島に住所を有する者で、妊娠の届出を行ったもの又は乳幼児健康診査を受ける乳幼児の保護者	市が交付する妊婦健康診査受診票を用いて受診する妊婦健康診査及び出産のための通院又は入院並びに乳幼児健康診査(以下「妊婦健診等」という。)の際に負担する船賃の助成	妊婦健診等1回につき1,100円を上限とする。	妊婦健診等終了後6月以内	1 船賃に係る領収書の写し 2 母子健康手帳の写し	—		詳細については、「天草市離島妊婦健康診査等支援事業実施要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
不妊治療費助成事業	妊娠を希望する夫婦の経済的負担の軽減を図る。	次の全ての要件を満たす者 (1) 夫婦のいずれか一方が1年以上前から引き続き天草市において住民基本台帳に記載されていること。 (2) 同一治療期間に他市町村の助成を受けていないこと。 (3) 夫婦の属する世帯全員が市税を滞納していないこと。 (4) 熊本県特定不妊治療助成事業(以下この項において「県事業」という。)に基づき承認を受けた者であること。	【特定不妊治療費助成】 妊娠を希望する夫婦が行う特定不妊治療(体外受精又は顕微授精をいう。以下同じ。)に要する費用の助成	(補助額) 特定不妊治療に係る自己負担額から県事業による助成金の額を控除した額とし、県事業の助成額に応じて次のとおり限度額を設ける。 ○県事業の助成額が150,000円から450,000円の場合、限度額100,000円 ○県事業の助成額が75,000円の場合、限度額50,000円	県事業の承認を受けた日から6月以内	1 熊本県特定不妊治療費助成事業承認通知書の写し 2 特定不妊治療費助成事業受診等証明書 3 特定不妊治療に係る領収書の写し 4 世帯全員の滞納のない証明書	-	-	詳細については、「天草市不妊治療費助成事業実施要領」に基づく。
		次の全ての要件を満たす者 上記(1)~(3) (4) 治療時の妻の年齢が40歳未満であること。 (5) 夫婦のいずれか一方が指定医療機関の医師に不妊症と診断されていること。	【人工授精治療費助成】 妊娠を希望する夫婦が行う人工授精治療に要する費用の助成	(補助額) 1回の治療につき10,000円を上限とし、1年度につき6回までとする。	4月から翌年2月診療分について、診療を受けた日の属する年度の末日まで	1 天草市一般不妊治療費助成事業受診等証明書 2 人工授精に係る領収書の写し 3 夫婦であることとを証明する書類 4 世帯全員の滞納のない証明書	-	-	詳細については、「天草市不妊治療費助成事業実施要領」に基づく。
新生児検査費助成事業	新生児検査の普及啓発を進め、新生児の障がい等の早期発見と早期支援を図る。	本市に住所を有し、かつ、新生児検査を受けた新生児の保護者	新生児聴覚検査又は新生児マス・スクリーニング検査に要する費用	(補助対象経費) 1 新生児聴覚検査 ・自動聴性脳幹反応検査(AABR)又は耳音響放射検査(OAE)に要する費用 2 新生児マス・スクリーニング検査 ・熊本県が実施する先天性代謝異常等検査の採血に要する費用 ・一般社団法人日本小児先進治療協議会が実施するライソゾーム病検査に要する費用 (補助限度額) 1 5,000円を上限に助成 2 5,000円を上限に助成	(指定医療機関の場合) 検査を行った日の属する月の翌月10日まで(ただし、検査結果が判明していない場合は、翌月の10日まで) (指定医療機関以外の場合) 新生児検査終了後6月以内	(指定医療機関の場合) 1 新生児検査受診票 2 委任払い申請書 (指定医療機関以外の場合) 1 新生児検査受診票 2 新生児検査に要した費用の領収書の写し又は支払証明書 3 母子健康手帳の写し	-	-	詳細については、「天草市新生児検査費助成事業実施要領」に基づく。
早産予防事業	妊娠初期における妊婦に対して実施する膣分泌物細菌検査及び歯科健康診査に要する費用を助成することにより、妊婦の感染症(絨膜羊膜炎及び歯周病)を早期に発見し、それらを要因とした早産による低体重児の出生を減少させることを目的とする。	本市に住所を有し、かつ、母子保健法第15条の規定による妊娠の届出を行った者	妊婦健康診査1回目の膣分泌物細菌検査及び妊婦の歯科健康診査に要する費用の助成	(補助額) (1) 妊婦健康診査における膣分泌物細菌検査2,210円 (2) 妊婦歯科健康診査3,900円 (1)及び(2)の金額を上限に助成する。	検査終了後6ヶ月以内	(1)妊婦歯科健康診査の結果が記載された受診票 (2)歯科健康診査に要した費用の領収書の写し又は支払証明書 (3)母子健康手帳の写し (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類	-	-	詳細については、「天草市早産予防対策事業実施要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 民生生活課									
住宅用太陽光発電システム等設置費補助	環境問題についての市民意識の高揚に努め、低炭素社会の実現を目指すとともに、新エネルギーを積極的に活用した環境にやさしいまちづくりを進める。	市内にある既存の住宅(店舗などとの併用住宅を含む)もしくは新築の住宅を対象システムを設置する人、または同システムが設置してある建売住宅を購入する人で、これらの住宅に居住する人。 ただし、単身赴任等のやむを得ない事由により、実績報告書の提出日において対象システムを設置した住宅に住所を有しない者は、自らと同一生計にある者が同住宅に居住していること。	次の要件を満たす事業 【住宅用太陽光発電システム設置事業】 (1) 屋根、屋上、地上等(以下、「屋根等」という。)に設置する太陽電池モジュールが発電した電気が、住宅(店舗との併用住宅を含む。)において消費され、連系する低圧配電線に余剰の電気が逆流されること。 (2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条の規定による10キロワット未満(増設の場合は既設分を含む)の太陽光発電設備の認定を受けたもの。 (3) 未使用品であること(中古は対象外)。 【蓄電システム設置事業】 (1) 蓄電容量が1kWh以上であること。 (2) 国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が認めたもの、又は市長がそれと同等と認めたもの。 (3) 住宅に電気を供給するために設置され、常時太陽光発電システムと接続し、同システムが発電した電気を充放電するもの。 (4) 未使用品であること(中古は対象外)。	【太陽光発電システム】 太陽電池出力1キロワットあたり50,000円で、150,000円を限度とする。ただし、市内に本店、支店、営業所などを置く事業者が対象システムの施工を行う場合は、200,000円を限度とする(1,000円未満は切り捨て)。 【蓄電システム】 蓄電容量1キロワットアワーあたり20,000円で、100,000円を限度とする。ただし、市内に本店、支店、営業所などを置く事業者が対象システムの施工を行う場合は、150,000円を限度とする(1,000円未満は切り捨て)。	3月10日 (事業実施前)	要領の規定による必要書類	電力会社が電力受給契約等の内容が確認できる書類を通知した日から起算して30日以内又は補助金交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日	要領の規定による必要書類	詳細については「天草市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要領」に基づく。
菜の花プロジェクト事業	菜の花を利用した資源循環型社会の形成を推進し、市民の環境問題への意識を高める。	事業実施者(本市に住所を有する者)	菜の花の栽培から搾油機による菜種油の生産までを一貫して行い、かつ、生産した菜種油を天草市学校給食センターに納入する事業	1 搾油機購入等経費補助 搾油機の購入及び設置に要した費用に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) 2 菜種油納入補助 給食センターに納入する菜種油の量に市長が別に定める補助単価を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)	事業実施前	1事業計画書 2見積書及び搾油機の設計図 3搾油機の購入及び設置に係る収支予算書	事業終了後速やかに	1 搾油機の購入及び設置に要した費用に係る領収書 2 搾油機の設置日及び設置が確認できる書類 3 天草市立学校給食センターに菜種油を納入したことを証明する書類	詳細については、「天草市菜の花プロジェクト事業補助金交付要領」に基づく。
テレビ共同受信施設改修等事業	テレビ受信のための共聴組合における受信施設において、老朽化による大規模な施設更新や落雷等の自然災害における大規模な改修等に対し、補助を行うことによりテレビ放送の継続視聴を可能とする。	自主共聴施設組合 NHK共聴施設組合	1 共聴施設の経年による老朽化、自然災害等により改修等を行うための経費であって、組合員1戸当たりの負担額が3万円を超えるもの 2 NHK共聴施設の光化改修を目的とし、組合が負担する経費であって、組合員1戸当たりの負担額が3万円を超えるもの	1 自主共聴施設 総事業費から組合員1戸当たり30,000円を乗じて得た額を減じた額の2分の1 2 NHK共聴施設 総事業費のうち共聴組合が負担すべき額から組合員1戸当たり30,000円を乗じて得た額を減じた額の2分の1(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)	事業実施前 ただし、特別な事情がある場合に限り、事情による事業実施後の申請も可	1 見積書 2 組合規約 3 組合員名簿 4 位置図・見取図 5 線路図面	事業終了後速やかに	1 施設整備工事代金等の請求書又は領収書の写し 2 線路図面(改修状況の分かるもの) 3 施設等の完成写真 4 工事請負契約書の写し	詳細については、「テレビ共同受信施設改修等事業補助金交付要領」に基づく。
小規模水道施設整備事業	清浄豊富な水の供給を図るとともに、公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図る。	上水道及び簡易水道の給水が困難な区域で、2世帯以上が共同して小規模水道施設を新設、増設又は改修する者。ただし、構成世帯の減少により1世帯になった場合及び近隣世帯と共同して設置することが困難な場合は、1世帯であっても補助対象者となることができる。	下記の施設の新設(新たに水源を確保するものをいう。)、増設及び改修事業 1 取水施設(井戸、取水ポンプ、導水管その他取水に必要な施設) 2 浄水施設(浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設) 3 配水施設(配水池、配水ポンプ、配水管その他配水に必要な施設)	次の各号に掲げる場合において、当該各号の定める額とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 (1) 新設の場合 補助対象経費の50%以内の額であって、1世帯当たり100万円を限度とする。 (2) 増設又は改修の場合 補助対象経費の30%以内の額であって、1世帯当たり10万円を限度とする。	事業実施前	1 施設設置場所の位置図(施設の位置及び給水世帯が分かる図) 2 見積書の写し 3 給水世帯名簿兼委任状(1世帯の場合は添付を要しない)	事業終了後速やかに	1 施設整備工事代金等の請求書又は領収書の写し 2 当該施設等の工事写真及び完成写真	詳細については、「天草市小規模水道施設整備補助金交付要領」に基づく。
異常湧水時における井戸等の水質検査手数料補助	異常湧水時の緊急措置として古井戸水等の活用を図る。	井戸水の水質検査を受ける者	市長が湧水が著しいと認める場合における井戸水の水質検査	(補助額) 水質検査手数料1検査につき3,000円	検査前		検査が完了したとき	領収書の写し	詳細については、「天草市異常湧水時における井戸等の水質検査手数料の補助金交付要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 環境施設課									
生ごみ処理容器等設置事業	生活環境の保全に努め、ごみ減量化の一環として、家庭厨芥類の減量及び資源化を図る。	生ごみ処理容器等設置者(市内で購入する個人に限る。)	1 バイオ式(微生物を利用し生ごみを減量化又は堆肥化する方式をいう。)生ごみ処理容器等設置 2 乾燥式(熱源や温風により生ごみを減量化又は堆肥化する方式をいう。)生ごみ処理容器等設置	予算の範囲内で、購入価格に2分の1を乗じて得た金額(100円未満切捨て)で30,000円を限度とする。	事業終了後速やかに	領収書又はその写し	—	—	詳細については、「天草市生ごみ処理容器等設置事業補助金交付要領」に基づく。
使用済自動車海上輸送費補助	離島地域における使用済自動車の適正かつ円滑な処理を促進する。	天草市御所浦町に住所を有する使用済自動車の所有者(個人)又は所有者から使用済自動車の輸送の委託を受けた関連事業者	使用済自動車の再資源化等を目的とした使用済自動車の海上輸送のための船舶運賃等(以下「海上輸送経費」という。)の補助	(補助額) 海上輸送経費にえん率を乗じて得た額(1円未満の端数を切り捨てる。)	事業実施前	—	事業終了後速やかに	1 海上輸送経費を証明する書類 2 引取証明書	詳細については、「天草市使用済自動車海上輸送費補助金交付要領」に基づく。
離島霊柩等搬送費補助	離島地域における霊柩等の搬送に係る費用の負担軽減を図る。	天草市御所浦町横浦島内葬儀を行い、御所浦火葬場を利用した者	補助対象者が、天草市御所浦町横浦島に住所を有していた者の葬儀を横浦島内で行い、その後火葬に付すため霊柩等を御所浦火葬場へ搬送した場合に、これに係る費用を補助する。	(補助額) 1 霊柩運搬等に係るチャーターフェリー船舶(1隻)の借上料 上限30,000円 2 御所浦火葬場への移動に伴うマイクロバス(1台)の借上料 上限20,000円	搬送後1月以内	火葬許可証の写し及び船舶・車両借上げに要した経費の領収証	—	—	詳細については、「天草市離島霊柩等搬送費補助金交付要領」に基づく。
■ 産業政策課									
天草桜まつり事業補助金	商店街の賑わいを取り戻し、商業の振興を図る。	桜まつり実行委員会	天草桜まつり実行委員会の運営	(補助額) 天草桜まつりの実施に要する経費とし、予算の範囲内で交付する。	年度開始後速やかに	—	事業終了後速やかに	—	—
商店街空き店舗対策事業	商店街等組織の活性化を図る。	1 商店街等組織(商工会議所、商工会及び商店街振興組合、商店街を形成する任意の団体をいう。) 2 新規出店者(商店街等組織に加入している中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に定める小規模事業者であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行わず、かつ、以前に本制度による補助金の交付を受けていないもの)	1 商店街等組織が、市内の空き店舗を利用して、新たに共同店舗やコミュニティ施設を運営する事業 2 新規出店者が、市内の空き店舗を利用して、新たに営業(直接来店可能な店舗形態による正午を含む昼間の営業をいう。)を行う事業(ただし、スーパー、ホテル等にテナントとして出店するもの、店舗に係る賃貸借契約締結後1年を経過したものを除く。)	(補助額) 借家料の2分の1以内の額を営業開始日の属する月から1年以内の期間において交付する。ただし、空き店舗の1部を住宅等営業に直接関係のない用途に使用する場合は、借家料からその部分の面積を総面積であん分し、算出した額を除く。 (限度額) 月額50,000円	営業開始後速やかに	1 店舗賃貸借契約書の写し 2 商店街等組織加入証明書(新規出店者に限る。) 3 店舗写真	事業終了後速やかに	1 借家料支払証明書 2 営業状況の分かる写真	—
商店街イベント事業補助	地域住民のコミュニティを作り、商店街組織を中心とした魅力ある街づくりを促進し、ひいては本市商店街の振興に寄与する。	市内の商店街振興組合又はこれに準ずる任意の商店街組織	補助対象者が実施するイベント事業のうち、大売出し等の販売関連事業及び景品・スタンプ事業を除いたもので、総事業費50万円以上のものに対する補助事業	(補助対象経費) 会場設営費、宣伝広告費、謝礼等の事業の実施に要する経費のうち、景品及び食料関係費用を除いたものとする。 (補助額) 補助対象経費から参加料等の収入を控除した額の3分の1以内について、予算の範囲内で交付する。補助金の交付は、1つの商店街に対し1会計年度に1回限りとし、同一のイベント事業については3年を限度とする。	総会終了後速やかに	1 事業計画書 2 収支予算書 3 定款又は会則 4 会員名簿	事業終了後速やかに	1 事業実績報告書 2 収支決算書 3 請求書・領収書等の写し 4 事業実施状況写真	—
商店街活性化対策事業補助	商店街の活性化を図る。	商工会議所及び商工会	商店街を中心とした魅力ある街づくり、商業の近代化、商業者の経営基盤強化及び人材育成等の商店街活性化のために行う事業	(補助額) 事業費の2分の1以内の額	事業実施前	—	事業終了後速やかに	イベント事業実施状況の写真	—

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
商工業設備投資資金利子補給	中・小商工業者の経営近代化及び経営基盤強化を図る。	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる市内の中小企業者	設備投資のため、500万円以上の事業資金の借入金に対する利子補給	借入金利息のうち、年利5パーセント以下で1月1日から12月31日までに支払うべき利息を支払った額の40パーセント以内を事業完了後の初回返済日から3年間助成する。 (補助額) 算定期間において200,000円を限度とする。ただし、1年に満たない利子補給期間の限度額については、利子補給期間の日数を年日数で除した率に、限度額を乗じた額とする。	事業完了後の1月末日	1 事業計画書兼設備完了報告書 2 支払計算基礎書 3 資金借入契約書の写し 4 商工業設備投資資金利子補給補助金支払実績証明書 5 滞納のない証明書	-		詳細については「天草市商工業設備投資資金利子補給補助金交付要領」に基づく
天草エアライン利用による現地視察費用補助	企業立地を促進することにより、雇用の拡大及び地域活性化を図る。	市内に工場等(製造業、機械等修理業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及び学術・開発研究機関の用に供する施設をいう。)の立地計画のある企業等	市内へ企業立地を計画する企業への現地視察経費	(補助対象経費) 現地視察に係る天草エアライン往復運賃全額 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額 (補助回数・人数) 1企業につき1回限り、2人まで交付	天草エアライン利用後速やかに	エアライン搭乗券の写し	-		詳細については、「天草エアライン利用による現地視察費用補助金交付要領」に基づく。
商工会議所活動支援補助	商工業の振興を図る。	商工会議所	商工会議所が行う小規模事業指導員設置事業及び商工振興対策事業並びに国、県及び市が認める指定事業並びに市長が適当と認めるものに対する補助事業	1 小規模事業指導員設置事業については、県補助金を控除した額の2分の1以内 2 商工振興対策事業については、商工業者台帳に記載する商工業者数に2,000円を乗じた額 3 市長が認める事業については、事業費の2分の1以内	総会終了後速やかに	1 規約 2 約款	年度末	1 事業費内訳書 2 県補助金参考資料	
商工会活動支援補助	商工業の振興を図る。	商工会	商工会が行う経営改善普及事業及び地域総合振興事業並びに国、県及び市が認める指定事業並びに市長が適当と認めるものに対する補助事業	1 経営改善普及事業については、県補助金を控除した額の2分の1以内 2 地域総合振興事業及び市長が認める事業については、事業費の2分の1以内	総会終了後速やかに	1 規約 2 約款	年度末	1 事業費内訳書 2 県補助金参考資料	
住宅リフォーム助成事業	個人住宅のリフォーム工事に對して、市内で使用できる商品券を交付し、地域経済の活性化を図る。	自己又は自己と生計を一にする親族が市内に所有し、かつ、自己の居住の用に供している住宅をリフォームする者	(助成対象工事) リフォームに要する経費(消費税及び地方消費税を除く。)が10万円以上のリフォーム	(助成額) リフォームに要する経費(消費税及び地方消費税を除く。)の2割に相当する額(その額が200,000円を超えるときは200,000円とする。1,000円未満は切り捨て)	事業実施前	1 対象工事費用の見積書・明細書の写し 2 対象工事を明示した図面等 3 住宅の外観及びリフォームを行う箇所の写真 4 住所、市税等の納付状況、固定資産課税台帳記載事項の確認行為に関する同意書 5 天草市住宅リフォーム助成事業申請に係る申請者・施工業者の確認・宣誓書	リフォームの完了の日から起算して30日以内又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月15日(その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日)のいずれか早い日	1 リフォームの請求書、明細書及び領収書の写し 2 リフォームの施工中及び施工後の写真	詳細については、「天草市住宅リフォーム助成事業実施要領」及び「天草市住宅リフォーム助成事業商品券発行事業実施要領」に基づく。
商店街共同施設等補助事業	商店街の活性化、環境美化及び安心・安全な環境づくりを図る。	市内商店街等	商店街等が、商店街の活性化等のために取り組む事業 (1)商店街等が設置する街路灯、アーケード、カラー舗装等の施設整備事業 (2)社会課題の解決に資するために取り組む事業(「少子・高齢化」、「安心・安全」等)	(補助額) 熊本県まちなかづくり推進事業費補助対象事業について、補助対象経費の3分の2以内の額とする。ただし、200万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。 補助対象期間は、1事業当たり1年を限度とする。	事業実施前		事業終了後速やかに	1 契約書の写し 2 写真及び納品書、領収書の写し等	詳細については、「熊本県まちなかづくり推進事業費補助金交付要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
天草市起業創業資金支援事業	新たに起業する者や新分野進出、第二創業を行う者を支援することにより、起業家及び中小企業者の経営支援と新たな雇用の場の創出を行う。	起業する者、新分野進出を行う者及び第二創業する者	起業、新分野進出、第二創業に伴う事業(店舗等借入費、改修費等、試作品製作費、広報費等)。新たに雇用する場合はその人件費も含む。	(補助額) 対象事業費の3分の2以内の額とし、400万円を上限とする。ただし、施設整備等を伴う場合は1,000万円を上限とする。 補助事業の実施に当たって必要な人員を雇用し、同じ者を2年目以降も引き続き雇用する場合は、その雇用の期間内に限り補助対象期間とし、人件費の2分の1以内の額を交付する。	事業実施前	1 資金計画書 2 図面及び設計書等(施設改修を行う場合に限る。) 3 カタログ及び見積書等(機械、機器等の導入及び更新の場合に限る。) 4 滞納のない証明書	事業終了後1月を経過した日	1 事業経過報告書 2 対象経費に係る領収書等の写し 3 人件費がある場合には出勤簿等の写し 4 施工前、施工中及びしゅん工後の写真(施設改修を行う場合に限る。) 5 写真(機械、機器等の導入及び更新の場合に限る。)	詳細については、「天草市起業創業資金支援事業補助金交付要領」に基づく。
天草市起業創業資金融資利子補給支援事業	天草市起業創業資金支援事業補助金において、補助対象者が金融機関から外部資金を調達するための借入金に対する利子補給を行うこと、起業家及び中小企業者の経営支援を行う。	天草市起業創業資金支援事業の補助対象者	天草市起業創業資金支援事業補助金において、補助対象者が金融機関から外部資金を調達するための借入金に対する利子補給	(利子補給額) 毎年1月1日から12月31日までに支払った利子額とし、年200,000円を上限とする。ただし、1年に満たない利子補給期間の限度額については、利子補給期間の日数を年日数で除した率に、限度額を乗じた額とする。 (利子補給期間) 初回返済日から3年以内とする。	事業実施年の翌年の1月末日	1 天草市起業創業資金支援事業補助金交付決定通知書の写し(初年度のみ) 2 金融機関発行の償還表の写し(初年度のみ) 3 利子補給補助金計算基礎書 4 天草市起業創業資金融資利子補給支援事業補助金支払実績証明書	-		詳細については、「天草市起業創業資金融資利子補給支援事業交付要領」に基づく。
天草市移住者起業支援事業	市外住民の視点やアイデア等と本市の様々な地域資源を活用した起業を促すため、市への移住者に対する起業支援を行う。	本市出身者以外の者で、本市に転入して起業する者	移住に係る交通費及び荷物搬送費、住居家賃(起業に係る支援は、起業創業資金支援事業で行う。)	(補助額) 交通費、荷物搬送費及び住宅家賃。ただし、住居家賃(2分の1を上限。敷金、礼金は対象外)は6分以内とし、総額で500,000円を上限とする。	本市に転入した日より6月を経過した日から1月を経過する日	1 住民票の写し(世帯全員の交通費等を申請する場合は、世帯全員の住民票の写し) 2 税務署への開業届の写し 3 交通費・荷物搬送費の領収書等、支払った額が分かる書類の写し 4 家賃の契約書及び領収書の写し	-		詳細については、「天草市移住者起業支援事業補助金交付要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
天草市起業家移住支援事業	本市以外で起業している人材を誘致し、本市における起業家及び事業所等の増加を図るとともに、雇用機会の創出を行うことを目的に必要な支援を行う。	本市以外で起業し、5年以上を経過した者で、本市に店舗・事業所等の本店を移し、及び自らも転入し、引き続きその事業を営む者	事業用の荷物等の搬送費、事業開始に伴う店舗・事業所の賃借料、通信環境整備費、移住に係る交通費、荷物の搬送費及び住居用家賃	(補助額) 事業用の荷物等の搬送費、通信環境整備(回線設置費)及び事業開始に伴う店舗・事業所の賃借料。ただし、賃借料(2分の1)を上限。敷金、礼金は対象外)は6月分以内とし、総額で100万円を上限とする。 移住に係る交通費、荷物搬送費及び住居用家賃。ただし、住宅用家賃(2分の1)を上限。敷金、礼金は対象外)は6月分以内とし、総額で50万円を上限とする。	本市に転入した日より6月を経過した日から1月を経過する日	1 天草税務署への開業届の写し 2 事業用の荷物等の搬送費の領収書等の支払った額が分かる書類の写し 3 事業開始に伴う店舗・事業所の契約書及び領収書の写し 4 通信環境整備(回線設置費)に係る領収書の写し 5 前住所地での法人税納税証明書等の支払ったことが分かる書類の写し 6 住民票の写し(世帯全員の交通費等を申請する場合は、世帯全員の住民票の写し)及び過去において本市に居住したことがないことを証する書類(戸籍の付票等) 7 交通費・荷物搬送費の領収書等の支払った額が分かる書類の写し 8 家賃が分かる契約書及び領収書の写し	-		詳細については、「天草市起業家移住支援事業補助金交付要領」に基づく。
天草市中小企業者等事業規模拡大支援事業	中小企業者等の事業規模拡大を支援し、雇用の増加を図るため必要な支援を行う。	従業員20人未満の個人事業者又は中小企業者で、本事業による事業規模拡大により1名以上雇用する者	事業規模拡大に必要な事業所、加工場、店舗等の増改築等の改修費、能力、性能等が向上する機械、機器等の導入費及び更新費	(補助額) 補助対象経費の2分の1以内とし、500万円を上限とする。	事業実施前	1 事業計画書及び資金計画書 2 図面及び設計書等(施設改修等を行う場合に限る。) 3 カタログ及び見積書等(機械、機器等の導入及び更新の場合に限る。) 4 新たに人員を雇用し、本事業完了後も引き続き1年以上雇用する旨の宣誓書 5 滞納のない証明書	事業終了後1月を経過した日	1 事業実施に伴う実績報告書 2 対象経費に係る領収書等の写し 3 施工前、施工中及びしゅん工後の写真(施設改修等を行う場合に限る。) 4 写真(機械、機器等の導入及び更新の場合に限る。) 5 新たに雇用した人員に適用した社会保険及び雇用保険を証するものの写し	詳細については、「天草市中小企業者等事業規模拡大支援補助金交付要領」に基づく。
天草市家内企業等雇用拡大事業	家内企業等の小規模企業において、新たな人員を雇用することにより、経営安定を向上させ、小規模企業の円滑な事業経営の継続を図るための必要な支援を行う。	初めて新たな人員を雇用する者	雇用に係る必要な人件費	(補助額) 人件費(給与、賞与及び諸手当等、社会保険料等)の2分の1以内とし、1人当たり250万円を上限とする。	事業実施前	雇用計画書	事業終了後1月を経過した日	1 ハローワークの紹介状 2 労働者名簿 3 社会保険及び雇用保険適用を証するものの写し 4 出勤簿、賃金台帳及び領収書の写し	詳細については、「天草市家内企業等雇用拡大事業補助金交付要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
天草市UIターン者マッチング事業	中小企業者等が経営上必要とする人材を本市以外からUIターンで誘致し、中小企業の経営改善及び向上を図るために必要な支援を行う。	従業員10人未満の個人事業者及び中小企業者	本市以外の企業に10年以上勤務した者を新たに雇用するために必要な経費及び雇用に必要な人件費	(補助額) 雇用する者の移住に必要な交通費及び荷物搬送費等に対して支払った経費とし、1人当たり50万円を上限とする。 人件費(給与、賞与及び諸手当等、社会保険料等)の2分の1以内とし、1人当たり400万円を上限とする。	事業実施前	1 雇用計画書 2 雇用に係る収支予算書 3 2年以上雇用する旨の宣誓書 4 滞納のない証明書	事業終了後1月を経過した日	1 事業経過報告書及び事業実施に伴う実績報告書 2 収支決算書 3 支払った移住費の明細 4 労働者名簿 5 社会保険及び雇用保険適用を証するものの写し 6 出動簿、貸金台帳及び領収書の写し	詳細については、「天草市UIターン者マッチング事業補助金交付要領」に基づく。
天草市法人化促進事業	市内の個人事業主が法人成り(個人事業主が新たに法人を設立し、その事業を法人へ変更することをいう。以下同じ。)することで、地域の中心となる経営体を育成し、及び確保する。	市内に本店所在地を置く者等	市内の個人事業主が新たに法人成りする場合に係る費用	(補助対象経費) 法人成りに伴う司法書士、行政書士、社会保険労務士、税理士等に支払う申請資料の作成に係る経費(登記手数料は除く。) (補助率及び補助限度額) 補助対象経費の2分の1以内の額を予算の範囲内で交付するものとし、1補助対象者に対する補助金の限度額は10万円とする。	会社設立後30日以内	1 登記事項証明書の写し 2 法人成りした会社の代表者に市税の滞納がないことを証する書類 3 補助対象経費の支払いを証する書類	※申請書と兼ねる。	※申請添付書類と兼ねる。	詳細については、「天草市法人化促進事業補助金交付要領」に基づく。
天草陶磁器の島づくり事業	島内の若手陶芸家の感性と技術を高めるとともに島内外からの窯元数の増加を促し、天草陶磁器の島づくりを推進し、陶芸家の育成を図る。	市内の窯元関係者及び有識者等で組織する団体	【天草陶磁器の島づくり事業補助金】	(補助額) 補助対象経費(懇親会経費等の食糧費を除く。)から会費等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	1 事業計画書 2 予算書 3 規約	事業終了後速やかに	1 決算書 2 実績写真	補助対象者は、市が依頼した窯元関係者等と協議の上、決定する。
			【展示販売活動促進補助金】	(補助率) 個展開催に係る経費の2分の1以内であって、限度額を次のとおりとする。 1 天草大陶磁器展陶芸コンテストでグランプリ、準グランプリ等を受賞した市内陶芸家の、東京等大消費地での個展開催時における経費の一部補助。 2 市内陶芸家の、県外での個展開催時における経費の一部補助。		1 事業計画書 2 予算見積書		1 開催実績書 2 状況写真 3 対象経費の領収書の写し	
サテライトオフィス推進事業補助金	サテライトオフィスを誘致することにより、都市部からの交流人口の増加や、空き店舗等の解消、新規雇用の場の確保を図る	市外に本社を有し、市内に支店等を有しない事業者で、サテライトオフィスの設置を検討している事業者	市内へサテライトオフィスの設置を計画する企業に対し、設置に必要な改修費及び賃借料に対する補助	予算の範囲内で市長が定める額 (補助対象経費) オフィスの改修費(1/2、上限100万円) オフィスの賃借料(1/2、上限90万円) (補助回数等) 改修費は、1回限り 賃借料は、1年間	事業実施前	1 事業計画書 2 見積書 3 図面 4 履歴事項証明書 5 賃貸借契約書 6 その他必要な書類	事業完了後、1か月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日	1 領収証 2 写真 3 その他必要な書類	詳細は「サテライトオフィス推進事業補助金交付要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
6次産業化推進整備事業	6次産業化に係る施設の整備や、新規性のある商品の開発に対する支援を行い、地産地消の推進と本市産業の活性化に寄与する。	1 農林水産業を営業者 2 農林水産業者が主な構成員又は出資者となっている団体 3 地元で生産された農林水産物を使用した新商品等の事業化の取組みを行う食品産業事業者等	【施設整備事業】 次のいずれかに該当する費用 (1)新たに加工・流通・販売等に取り組む場合に必要となる加工施設・付随する設備・機器等の整備費 (2)地元で生産された農林水産物を原材料として、新商品等の事業化の取組みに必要な食品加工施設・付随する設備・機器等の整備費	(補助額) 対象経費の2分の1以内(上限額は500万円)		1 事業計画書 2 事業経費の内訳が確認できる設計書・見積書 3 事業実施に係る図面・現況写真 4 新商品等の事業内容が分かる書類		1 実績の内訳が確認できる設計書・内訳書 2 事業実績に係る図面・完成写真	
		新商品の事業化の取組みを行う中小企業者及び事業者等	【新商品開発事業】 熊本県が地域産業資源活用事業の促進に関する地域産業資源の内容の指定を行った市内の地域産業資源及び今後市内で成長が期待される資源を活用した新商品の開発・販路開拓事業の経費で次のいずれかに該当する費用 (1)新製品の開発に要する原材料費 (2)パッケージデザイン作成委託費やパッケージ試作費等、新商品のパッケージングに要する費用 (3)市場調査や成分分析等調査委託、資料購入、技術指導等、新商品に要する調査研究費 (4)広告宣伝や試供品の試作、展示会等出展に要する旅費や会場使用料等、新商品の販路開拓に要する費用	(補助額) 対象経費の2分の1以内(上限額は100万円)	事業実施前	1 事業計画書 2 事業経費の内訳が確認できる見積書	事業終了後速やかに	1 成果品の写真 2 領収書(写し可)等	
6次産業化ネットワーク活動交付金	多様な事業者等の連携の下で、農山漁村が有する地域資源の価値を向上させ、消費者等に提供していく6次産業化の推進を図る。	「6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱」(国要綱)別表に該当する市内の事業者	「6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱」別表に定める事業(別表中経費の欄に定める1 整備事業に限る。)	(補助率) 補助対象経費の10分の6以内			事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱」及び「天草市6次産業化ネットワーク活動交付金交付要領」に基づく。
天草市物産振興協会運営費	物産の振興を図る。	天草市物産振興協会	1 天草市物産振興協会の運営 2 その他市長が適当と認める事業	(補助額) 補助対象経費(懇親会経費等の食糧費を除く。)から会費等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		事業終了後速やかに		
天草謹製認定事業	天草ブランドづくりの推進を図る。	天草ルネッサンス	1 天草謹製認定事業 2 その他市長が適当と認める事業	(補助額) 補助対象経費(懇親会経費等の食糧費を除く。)から会費等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
天草市物産展等出展補助金	物産展等に出展し、市外への販路開拓を推進する事業等に対する支援を行い、地場産業の振興に寄与する。	1 農林水産業者 2 熊本県が地域産業資源活用事業の促進に関する地域産業資源の内容の指定を行った市内の地域産業資源を活用した商品並びに今後、特産品として販路の拡大が期待できる商品を市内において製造及び販売している中小企業者等	1 販路開拓のため、国内で開催される物産展、商談会、展示会等に出展するための旅費等の経費 2 輸出を見据え、海外で開催される商談会、展示会等に出展するための旅費等の経費	(補助額) 補助対象経費の2分の1(上限額は100,000円)	事業実施前	1 事業計画書 2 出展に要する旅費の内訳が確認できる見積書 3 出展する農林水産物又は商品に関する書類 4 物産展や商談会等の概要が分かる書類	事業終了後速やかに	領収書(写し可)等	
■ 農業委員会									
農地流動化奨励金交付事業	農地の利用集積を促進し、農地の遊休化防止等農地の有効利用を図る。	農地の借り手	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)4条第4項第1号の規定による利用権設定等促進事業、又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第6項により存続期間5年以上の賃借権が設定された農地の借り手に奨励金を交付する。	(補助額) 賃借設定期間5年以上、10アール当たり10,000円	交付申請通知発出後速やかに		-		詳細については、「天草市農地流動化奨励金交付要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 農業振興課									
農業次世代人材投資事業(経営開始型)	青年の就業意欲を喚起するとともに、青年就農者の増加と定着を図る。	市内に居住する新規就農者(就農時の年齢が45歳未満の者)	本市より経営開始計画の承認又は青年等就農計画の認定を受けた新規就農者への給付金	(給付額) 1人当たり年間150万円を上限とする。ただし、夫婦で就農する場合においては、夫婦合わせて年間225万円を上限とする。(給付期間は最長5年間とする。)		経営開始計画承認又は青年等就農計画認定後速やかに(半年ごと)	-	給付後3年間「就業状況報告」の提出が必要	詳細については、国が定める「農業人材強化総合支援事業実施要綱」、「天草市農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金)交付要領」に基づく。
経営体育成支援事業	意欲のある多様な経営体の育成・確保を図る。	(融資主体補助型) 市内に居住する認定農業者等	人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が融資を受け、農業用機械等を導入する事業	(補助率) 事業費の30%以内。ただし、認定農業者及び認定新規就農者においては事業費の40%以内		事業実施前	事業終了後速やかに		詳細については、「経営体育成支援事業実施要綱」、「天草市経営体育成支援事業補助金交付要領」等に基づく。
		(被災農業者向け) 農林水産省経営局長が特に緊急に対応する必要があると認めた過去に例のないような甚大な気象災害等で、農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体	農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産・加工施設の復旧等の事業であって、農林水産省経営局長が対象となる気象災害等ごとに定める内容に沿ったもの	被災農業者向け経営体育成支援事業として実施される際に発出される農林水産省経営局長通知等による		事由発生後速やかに	事業終了後速やかに	詳細については、国等が定める「経営体育成支援事業実施要綱」、「天草市経営体育成支援事業補助金交付要領」等のほか、被災農業者向け経営体育成支援事業に係る農林水産省経営局長通知等に基づく。	
生産総合(強い農業づくり交付金)事業	農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化及び食品流通の合理化等、地域における生産から流通・消費までの対策を総合的に推進する。	農業協同組合、事業協同組合、農業者の組織する団体	国の強い農業づくり交付金実施要綱に定める事業	(補助率) 事業費の60%以内		事業実施前	事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「強い農業づくり交付金実施要綱」、「熊本県補助金等交付規則」及び「天草市農業振興補助金交付要領」に基づく。
農地中間管理事業	担い手への農地集積に必要な取組を支援する。	農地中間管理機構に農地を貸し付ける地域の代表者、農業者及び農地の相続人	農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業 1 地域集積協力金 2 経営転換協力金 3 耕作者集積協力金	(交付額) 1 地域集積協力金 地域内の農地を農地中間管理機構に貸した割合に応じて「地域」に交付 2割を超え5割以下:15,000円/10a 5割を超え8割以下:21,000円/10a 8割を超える:27,000円/10a 2 経営転換協力金 農業をやめる場合や、部門減少する場合に農地中間管理機構を経由して担い手に農地を貸した場合、農地の所有者に交付 0.5ha以下:300,000円/戸 0.5haを超え2ha以下:500,000円/戸 2haを超える:700,000円/戸 3 耕作者集積協力金 農地中間管理機構が借り受けている農地などの隣接する農地を、農地中間管理機構を経由して担い手へ貸した場合、農地の所有者または耕作者に交付 10,000円/10a		事由発生後速やかに	-	1 農地中間管理機構への貸付が確認できる書類 2 要領に定める書類	詳細については、国が定める「農地集積・集約化対策事業実施要綱」及び「天草市農地集積等協力金交付事業実施要領」に基づく。 「地域集積協力金」「耕作者集積協力金」の交付額は、平成28年度及び平成30年度においてそれぞれ変更となる。
くまもと地産地消活動支援等事業	地域密着型の地産地消推進活動を支援し、地産地消活動を推進する。	市等を含む地産地消推進地域組織	地域農林水産物等にかかる地産地消を推進するための活動	(補助対象経費及び補助額) くまもと地産地消活動支援等事業(地域内連携活動活性化支援事業)実施要領に定める経費で、300,000円を上限とする		事業実施前	事業終了後速やかに		詳細については、熊本県が定める「くまもと地産地消活動支援等事業(地域内連携活動活性化支援事業)実施要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
農業共同利用施設整備事業	農家所得の向上と地域農業の活性化を図る。	農業共同利用施設設置者	農業協同組合等が設置する農産物の生産・集荷・選果・加工・保管・出荷・販売等に供する共同利用施設等の整備事業とする。ただし、備品購入のみに関しては、取得価格が20万円以上であって、かつ耐用年数が5年以上のものを対象とする。	(補助率) 事業費の2分の1以内	事業実施前	1 平面図、カタログ見積書等 2 位置図、見取り図 3 着手前写真 4 施設利用計画書	事業終了後速やかに	1 完了後写真 2 領収証の写し	詳細については、「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。
人・農地問題解決加速化支援事業	農地の遊休化を防ぐとともに、担い手への農地集積の加速化を図る。	本市よりモデル地区指定を受けた地区における農家代表等を構成員とする事業推進委員会	(集落活動等支援交付金) 天草市人・農地プラン支援交付金事業要領に定める集落活動等支援交付金事業	(交付対象経費及び交付額) 報償費、旅費、需用費、役員費、使用料、賃借料等で1組織当たり300,000円を上限とする。(1,000円未満切捨て)	事由発生後速やかに	事業推進委員会の規約等	事業終了後速やかに	関係書類	詳細については、「天草市人・農地プラン支援交付金事業要領」に基づく。
			(合意形成交付金) 天草市人・農地プラン支援交付金事業要領に定める合意形成交付金事業	(交付額) 集積計画に参画した農家等の経営面積において10a当たり5,000円を乗じた額で、1組合当たり200万円を上限とする(1,000円未満切捨て)。	事由発生後速やかに	申請額内訳表	事業終了後速やかに	関係書類	詳細については、「天草市人・農地プラン支援交付金事業要領」に基づく。
		本市よりモデル地区指定を受けた地区における営農改善組合	(農地集積交付金) 天草市人・農地プラン支援交付金事業要領に定める農地集積交付金事業	(交付額) 1 担い手への権利移動等による集積の場合 天草市人・農地プラン支援交付金事業要領に定める権利移動等の合計面積に10a当り20,000円を乗じた額で1組織当たり400万円を上限とする(1,000円未満切捨て)。 2 地域営農組織新設等による集積の場合 天草市人・農地プラン支援交付金事業要領に定める経営合計面積に10a当り15,000円を乗じた額で1組織当たり600万円を上限とする(1,000円未満切捨て)。	事由発生後速やかに	申請額内訳表	事業終了後速やかに	関係書類	詳細については、「天草市人・農地プラン支援交付金事業要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
農業経営法人化支援事業	地域の中心となる経営体の育成・確保のため、農業経営の法人化及び集落営農の組織化の取り組みを支援する。	①平成26年度以降に設立を行った法人。 ②平成26年度以降に法人化に向けた取り組みのため組織されたもの。 ③構成員が複数戸である組織。	(農業経営法人化等支援補助金) 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱に基づく事業 (1)法人化支援補助金 (2)組織化支援補助金	(補助額) 法人化支援補助金 1組織当り40万円 組織化支援補助金 1組織当り20万円	組織設立後速やかに	登記事項証明書 定款、規約の写し 構成員名簿			詳細については、「人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱、天草市農業経営法人化等支援事業費補助金交付要領」に基づく。
	新規設立法人の経営の早期安定を図るため、初期運営について支援する。	①平成24年度以降に設立した法人 ②構成員が複数戸である組織	(初期運営費用支援補助金) 設立初期の地域営農組織法人において発生する法人化に伴う掛増し経費	対象額の1/2以内で、50万円を上限とする。 ただし、交付期間は3年間とする。	事由発生後速やかに		事業終了後速やかに		詳細については熊本県「地域営農組織法人化推進事業(初期運営費用支援)実施要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。 交付期間は3年間とする。
	農業分野における雇用の創出を図るため、個人経営体の法人化の取り組みを支援する。	新規常勤雇用に伴い新たに法人化した個人経営の認定農業者等	(農業経営法人化等支援補助金) 法人化支援事業補助金	(補助額) 法人化支援補助金 1法人当り40万円	法人設立後速やかに	登記事項証明書 定款、規約の写し 構成員名簿 認定農業者認定書 雇用契約書等			詳細については、「天草市農業経営法人化支援事業実施要領」による。
	法人を設立した集落営農組織の活動拠点となる施設整備への支援を行う。	①県農地集積加速化事業及び市人・農地プラン作成支援事業により設立された法人で設立後2年以内	(施設整備支援事業補助金) 法人化した認定農業者等が農業経営の規模拡大及び雇用創出のための施設整備に係る補助金	事業費の50%以内(5,000千円上限) ただし、国県補助事業の採択を受けた場合は、国県の補助率と合わせ最高70%以内まで上乗せ	事業実施前	①事業計画書 ②事業経費の内訳が確認できる設計書・見積書 ③事業実施に係る図面・現況写真 ④その他、事業内容が分かる書類 ⑤市税の滞納がないことが証明できる書類 ⑥農業経営改善計画認定書	事業終了後速やかに	事業完了が確認できる書類	詳細については、「天草市農業経営法人化支援事業実施要領」に基づく
中山間地域所得向上支援対策事業	中山間地域における所得向上を図る事業に対して支援する。	市内に本所を有する農業協同組合等	農林水産省中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱に定める事業	(補助率) 事業費の60%以内	事業実施前	1平面図、カタログ、見積書等 2位置図、見取り図 3着手前写真 4施設利用計画書 5事務所使用関係契約書	事業終了後速やかに	1完了後写真 2領収証の写し	詳細については、「中山間地域所得向上支援対策実施要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
担い手確保・経営強化支援事業	意欲のある多様な経営体の育成・確保を図る。	市内に居住する認定農業者等	人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が融資を受け、農業用機械等を導入する事業	(補助率) 事業費の50%以内	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「担い手確保・経営強化支援事業実施要綱」に基づく。
担い手育成支援事業	農業経営に取り組み農業担い手に対する支援を強化し、地域農業の発展に資する。	天草市担い手育成支援協議会	担い手育成支援事業	(補助率) 事業に要する経費の100%	年度開始後速やかに		年度末		
企業等農業参入支援事業	地域と調和した企業の農業参入を促進するとともに、農業参入した企業を核とした地域が、地域振興に取り組み活動を支援する。	農業に参入する企業等	熊本県が定める企業参入促進補助金交付要領に定める事業	(補助率) 事業費の50%以内	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「熊本県企業参入促進補助金交付要領」及び「天草市農業振興補助金交付要領」に基づく。
中山間農業モデル地区支援事業	農業生産や流通など条件不利地域が多い中山間地域の農業を総合的に支援し持続可能な中山間地域農業を目指す。	中山間地域(急傾斜地)の農業者の組織する団体(集落等)	熊本県の単県事業であり、市町村を通じ、急傾斜地域等の生産条件が不利な中山間地域において農業振興を図るモデル地区を設定し、モデル地区自らが作成する農業ビジョンの策定とその実現に向けた取組みに対し交付金を交付する。	(補助率) 1 モデル地区農業ビジョン作成事業 (単独集落:定額30万円以内、複数集落:定額50万円以内) 2 基盤整備事業 各整備種類(区画拡大、石積補修等)・主傾斜区分に応じ定額補助 3 施設整備 栽培施設等の施設整備の内容に応じ定額又は定率補助	事業実施前	①事業実施計画書 ②モデル地区農業ビジョン	事業終了後速やかに	事業実施実績書	詳細は「熊本県中山間農業モデル地区支援事業実施要領」による
農業施設機械整備事業	農作業受託等を推進するため、農作業受託団体等の農業機械の充実を図る。	農作業受託組合等	農作業受託等を推進するための農機具等の機械購入	(補助率) 農機具等機械購入費の30%以内	事業実施前	1 同意書 2 実施準備状況 3 議事録の写し 4 位置図、平面図 5 見積書、カタログ	事業終了後速やかに	領収書の写し	
農業制度資金利子補給	農業を営む者の経営の改善と安定を図る。	融資機関又は制度資金借入者	国、県等により実施されている制度資金への利子補給	毎年1月1日から12月31日までの期間における融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。)の2%以内	利子金額確定後速やかに	利子補給金計算明細書	補助金受領後速やかに	利子補給金計算明細書	
物産地域イベント開催事業	地域の活性化と農業の振興を図る。	物産地域イベントを開催する団体	1 地域が一体となって継続して行うイベント事業 2 地域を超えて広域的に継続して行うイベント事業 3 その他市長が必要と認めるイベント事業	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、1事業当たり800,000円以内とする。	事業実施前		事業終了後速やかに	実施状況写真	詳細については、国が定める「経営体育成支援事業実施要綱」及び「天草市経営体育成支援事業補助金交付要領」等に基づく。
地産地消体験活動推進事業	食と農業に対する知識や関心を深める。	小学校・中学校・子ども会	1 米づくり体験事業 (田植えから収穫までの米作り体験及びその米を利用した料理教室)	(補助対象経費及び補助額) 報償費、材料費、借地料等で、50,000円以内とする。	事業実施前		事業終了後速やかに	1 実施状況写真 2 領収書の写し	
		保育園・幼稚園	2 地産地消体験事業 (農作業体験及び地元でとれた農産物を使った料理体験)	(補助対象経費及び補助額) 報償費、材料費、借地料等で、30,000円以内とする。					

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
新規就農給付金	新規就農者の育成と農業担い手の確保を図る。	(準備型) 市内に居住する新規就農を希望する者(就農予定時の年齢が45歳以上65歳未満の者)	本市より研修計画の承認を受けた新規就農希望者への給付金	(給付額) 1人当たり年間150万円を上限とする。(給付期間は最長2年間とする。) ただし、年金給付額を差し引いた額とする。	研修計画認定後速やかに(半年ごと)	新規就農給付金(準備型)給付申請書		給付対象期間経過後1カ月以内に「研修状況報告書」の提出が必要 また、研修終了後5年間「就農状況報告」の提出が必要	詳細については、「天草市新規就農給付金給付要領」に基づく。
		(経営開始型) 市内に居住する新規就農者(就農時の年齢が45歳以上65歳未満の者)	本市より経営開始計画の承認又は青年等就農計画の認定を受けた新規就農者への給付金	(給付額) 1人当たり年間150万円を上限とする。ただし、夫婦で就農する場合には、夫婦合わせて年間225万円を上限とする。(給付期間は最長3年間とする。) ただし、年金給付額を差し引いた額とする。	経営開始計画承認又は青年等就農計画認定後速やかに(半年ごと)	新規就農給付金(経営開始型)給付申請書	給付後3年間「就農状況報告」の提出が必要		
農業関係団体育成事業	農業振興及び地域の活性化を図る。	天草市に住所を有する農業者3人以上で構成される団体(以下この項において「団体」という。)	団体の活性化を図るため、当該団体が実施する事業	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
農業女性大学運営費	農業に対する理解を深めるとともに、農業に従事する女性の技術及び地位向上を図る。	農業女性大学を開催する農業共同組合	農村女性がいきいきした地域づくりに励み、教養を深め、心豊かに生活するために、本渡五和農業協同組合及びあまくさ農業協同組合が開催する農業女性大学の運営	(補助対象経費) 講師謝礼、消耗品費、郵便料、会場使用料、車借上料及び教材費の2分の1以内	事業実施前		事業終了後速やかに	実施状況写真	
セカンドライフチャレンジ事業補助金	地域で営農計画を作成した場合に生産に必要な資材等の支援を行う。	兼業農家、新規就農者、移住希望者等	要件 ・地域営農改善計画(認定農業者の認定基準と同等の所得目標)の策定(3戸以上10戸以内の農家等)※担い手等は不可 ・技術指導、出荷体制が整っていること。 対象経費 ・簡易ハウス・生産にかかる資材、暗きょう排水設備 ※対象外経費、機械の購入費	(補助率) 事業費の50%以内(上限1,500千円)	事業実施前	①地域営農改善計画書 ②事業経費の内訳が確認できる設計書・見積書 ③事業実施に係る図面・現況写真 ④その他、事業内容が分かる書類 ⑤市税の滞納がないことが証明できる書類	事業終了後速やかに		詳細は「セカンドライフチャレンジ事業実施要領」に基づく
親元就農チャレンジ事業補助金	農業経営の継承を円滑に行い、農業経営の維持を図る。	農業経営を継承する農業後継者	(農業後継者給付金) 前年の農業所得250万円未満の認定農業者等の後継者が経営継承を行う場合、給付金の給付を行う。	年間1,200千円(年2回交付)	事業実施前	①青年等就農計画認定申請書 ②申請者及び親族に市税の滞納がないことが証明できる書類 ③親族の前年の所得証明書	事業終了後速やかに	認定新規就農者の認定書	詳細は「天草市親元就農チャレンジ事業実施要領」に基づく
		農業経営を継承する農業後継者	(担い手規模拡大支援事業) 農業後継者が経営継承し、規模拡大を行う場合に補助金の交付を行う。	事業費の50%以内(5,000千円上限) ただし、国県補助事業の採択を受けた場合は、国県の補助率と合わせ最高70%以内まで上乗せ	事業実施前	①事業計画書 ②事業経費の内訳が確認できる設計書・見積書 ③事業実施に係る図面・現況写真 ④その他、事業内容が分かる書類 ⑤市税の滞納がないことが証明できる書類	事業終了後速やかに		詳細は「天草市親元就農チャレンジ事業実施要領」に基づく

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
地域育成型新規就農見守り事業補助金	新規就農者等の経営安定を図るため。	天草市担い手育成支援協議会	天草市担い手育成支援協議会が指導者として登録した認定農業者等が、新規就農者の技術向上のための指導を行った認定農業者等に対し交付金を交付する。	新規就農育成指導交付金 補助額:月額10千円(最長12ヶ月)	年度開始後速やかに		年度末		
攻めの農業チャレンジ事業補助金	担い手等の規模拡大等を支援する。	認定農業者	(攻めの農業チャレンジ事業補助金) 農業経営強化支援事業補助金	事業費の50%以内(5,000千円上限) ただし、国県補助事業の採択を受けた場合は、国県の補助率と合わせ最高70%以内まで上乗せ	事業実施前	①事業計画書 ②事業経費の内訳が確認できる設計書・見積書 ③事業実施に係る図面・現況写真 ④その他、事業内容が分かる書類 ⑤市税の滞納がないことが証明できる書類 ⑥農業経営改善計画認定書	事業終了後速やかに		詳細は「天草市政めの農業チャレンジ事業実施要領」に基づく
	集落営農法人等の経営安定のため常勤雇用を行う場合に支援をする。	集落営農法人等で認定農業者の認定を受けた者	(集落営農法人経営強化支援事業補助金) 集落営農法人が常勤雇用を行う場合、雇用に必要な経費を交付する。	常勤雇用者1名に対し、月額97千円(最長24ヶ月)		①農業経営改善計画認定書 ②雇用契約書等			詳細は「天草市政めの農業チャレンジ事業実施要領」に基づく
	雇用を伴う経営を行う経営体に対し支援を行うことで農業分野における雇用創出を図ることを目的とする。	雇用創出を行った農業者及び農業法人等	(農業経営雇用創出促進事業補助金) 雇用従業員数(市外) 施設園芸(高度環境制御型) 10a当り1名換算で、4名以上 施設園芸(その他) 20a当り1名換算で、4名以上 土地利用型 2ha当り1名換算で、2名以上 畜産 4名以上 *市内にあっては、上記雇用要件は1/2とする。	①固定資産税、償却資産税の課税額(3ヵ年限り) ②雇用奨励金(新規常勤雇用1人当たり30万円(1回限り)) ③土地建物賃借料(賃借料の50%)(3ヵ年限り) ④農地取得補助金(市外法人15%、市内法人30%)(1回限り) 上記、項目相当額を後年補助金として交付。		①納税額のわかる書類 ②雇用契約書等 ③領収証等			詳細は「天草市政めの農業チャレンジ事業実施要領」に基づく
平成28年熊本地震被害対策農業資金保証料助成事業	平成28年熊本地震被害により被害を受けた農業を営む者の経営の改善と安定を図る。	1 本災害による減収量が 平年収量の30パーセント 以上であり、かつ、減収による 損失額が平年農業収入の10 パーセント以上であること、 又は10パーセント以上となる ことが確実に見込まれる旨の 市町村長の証明を受けている者 2 熊本地震被害対策近代化 資金の借入を希望する場合は、 本災害により農業生産施設等が 農業生産に支障を来す程度の 被害を受けていること及び本 災害対策として実施する事業 である旨の市町村長の証明 を受けていること	熊本県「平成28年熊本地震被害対策農業資金保証料助成事業実施要項」に定める制度資金への保証料助成	毎年1月1日から12月31日までの期間において算出した融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和を365日で除して得た額)に熊本県「平成28年熊本地震被害対策農業資金保証料助成事業実施要項」別表1(1)及び別表1(2)に定める助成対象保証料率を乗じて得た額とする。	2月20日	熊本県「平成28年熊本地震被害対策農業資金保証料助成事業実施要項」に定める次の書類 1 保証料助成金交付代理申請書(別記様式9号) 2 保証料助成額計算書(別記様式7号) 3 保証料助成額計算書集計表(別記様式8号)		詳細については、熊本県が定める「平成28年熊本地震被害対策農業資金保証料助成事業実施要項」に基づく。	

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
耕作放棄地解消事業	農業上重要な区域に存在する耕作放棄地の農地への復元を支援する。	農業者、地域営農組織等農地へ復元する者	熊本県耕作放棄地解消事業(耕作放棄地有効利用促進事業)実施要領に定める事業(耕作放棄地再生利用緊急対策(国事業)に該当しないものを対象)	(補助額) (1)再生作業 自己所有地 20,000円/10a 自己所有地以外 30,000円/10a (2)営農定着 10,000円/10a 初年度1回限り交付し、農地面積×単価(額)(千円未満は切捨て)	事業実施前	①位置図 ・管内図 ・見取図 ・字図 ②解消前写真	事業終了後速やかに	①解消後写真	詳細については、熊本県が定める「耕作放棄地解消事業(有効利用促進事業)実施要領」に基づく。
環境保全型農業直接支払交付金	農業分野の環境保全機能を発揮させることにより、地球温暖化防止や生物多様性保全を図る。	農業者の組織する団体等	国の環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付22生産第10953号農林水産事務次官依命通知)に基づく(化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組みとセットで取組む営農活動を支援する事業	(補助額) 環境保全型農業直接支払交付金実施要領に定める額 (1)緑肥の作付 10a当たり 8,000円以内 (2)有機農業(雑穀・飼料作物) 10a当たり 3,000円以内 有機農業(雑穀・飼料作物以外) 10a当たり 8,000円以内 (3)堆肥の施肥 10a当たり 4,400円以内 (4)地域特認 10a当たり 8,000円以内	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「環境保全型農業直接支払交付金実施要領」及び「天草市環境保全型農業直接支払交付金交付要領」に基づく。
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域において、担い手の育成等による農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する。	集落協定等の認定の通知を受けた集落等の代表者(個別協定にあってはその個人)	中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)及び中山間地域等直接支払天草市基本方針に定める対象地域及び対象農用地において、集落協定等に基づく農業生産活動及び多面的機能を増進する活動を5年以上実施する事業	(補助額) 中山間地域等直接支払交付金実施要領に定める額(交付率100%)	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「中山間地域等直接支払交付金実施要領」及び「天草市中山間地域等直接支払交付金交付要領」に基づく。
多面的機能支払交付金	地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図る。	市による事業計画の認定を受けた活動組織又は広域活動組織	多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)に基づく農地維持支払交付金に係る事業及び資源向上支払交付金に係る事業	(補助額) 多面的機能支払交付金実施要領に定める額 (1)農地維持支払交付金(10a当たりの交付単価) 田:3,000円、畑:2,000円、草地:250円 (2)資源向上支払交付金(共同活動、10a当たりの交付単価) 田:2,400円、畑:1,440円、草地:240円 ※5年以上実施地区及び(3)の対象農地については0.75を乗じた額。 ※多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は5/6を乗じた額 (3)資源向上支払交付金(長寿命化、10a当たりの上限単価) 田:4,400円、畑:2,000円、草地:400円 (4)地域資源保全プランの策定(1組織当たりの交付額):50万円 (5)組織の広域化・体制強化(1組織当たりの交付額):40万円	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「多面的機能支払交付金実施要領」及び「天草市多面的機能支払交付金交付要領」に基づく。
新需給システム推進事業	需要に応じた米の計画的生産を行う。	農業協同組合	熊本県の新需給システム推進事業実施要領に定める事業	(補助率) 米の生産調整に係る事務経費の100%	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、熊本県が定める「新需給システム推進事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。
経営所得安定対策等推進事業	経営所得安定対策の円滑な推進を図る。	天草市農業再生協議会	経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施に必要なとなる推進活動等のうち、地域農業再生協議会が行う現場における推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成する事業	(補助対象経費) 共済費、資金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費 (補助率) 補助対象経費の100%	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「経営所得安定対策等推進事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金交付要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
産地パワーアップ事業	水田・畑作・野菜・果樹等の産地が、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換の取組を支援することにより産地の高収益化を図る。	産地パワーアップ事業実施要綱(27生産第2390号平成28年1月20日農林水産事務次官依命通知)に定める地域農業再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者、農業者団体等	【雪害復旧事業】 平成28年1月の大雪により被害を受けた園芸農家の経営再建に向けた、ハウス再建に係る経費に対する補助。	(補助率) 資材費の50%以内(国1/2以内) ※事業費上限(税抜):8,000千円/10a未満	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「産地パワーアップ事業実施要綱」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。
			【屋根掛け簡易ハウス整備事業】 不知火の露地栽培から屋根掛け簡易ハウス栽培への整備に係る資材費及び施工費の補助。	(補助率) 資材費の70%以内(国1/2以内、市20%以内) 施工費の70%以内(市70%以内)。ただし、自力施工の場合定額416千円/10aとする。 ※事業費上限(税抜):6,000千円/10a未満	事業実施前		事業終了後速やかに		
			【整備事業(生産技術高度化施設整備)】 園芸作物の生産技術高度化施設整備に対する補助。	(補助率) 事業費の60%以内	事業実施前		事業終了後速やかに		
省力・低コスト栽培事業(地域経済循環創造事業)	地域の金融機関等と連携し民間事業者等による新規事業の経費について助成を行い、地域での経済循環を創造する。	市内に居住する農業法人等	総務省が定める地域経済循環創造事業交付金交付要綱に定める事業	(補助率) 事業費の50%以内	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、総務省が定める「地域経済循環創造事業交付金交付要綱」、「天草市農業振興補助金等交付要領」等に基づく。
集落連携放牧モデル事業	耕作放棄地等における放牧事業により、農地の保全、有害鳥獣による被害の軽減及び畜産農家の経営安定を図る。	集落営農組織、中山間直弘・多面的機能交付金事業により協定締結している集落等であって代表者等を定めた規約を有する組織	市が指定したモデル地区において集落連携放牧モデル事業協定書に基づき実施される、農地の適正管理、有害鳥獣被害の低減、畜産農家の労力の低減等に資する事業	(補助額) 次の1及び2を合わせた額。ただし、1集落当たり100万円を上限とする。 1 協定面積 協定面積に応じた次の額 (1) 10ha以上 50万円 (2) 10ha未満 40万円 2 放牧面積 10a当たり2万円	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「天草市集落連携放牧モデル事業実施要領」に基づく。
家畜導入事業資金供給事業	規模拡大を行う農家に優良な家畜の導入を円滑に実施する。	基金造成主体となる農業協同組合	熊本県の家畜導入事業実施要領に基づき基金造成主体となる農業協同組合が行う家畜導入事業	(補助額) 優良雌牛導入牛1頭当たり142,000円以内	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「熊本県家畜導入事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金交付要領」に基づく。
畜産クラスター関連事業	中心的な役割を担う畜産経営体等の施設等を整備する取組を支援することにより地域の畜産の収益性の向上を図る。	畜産競争力強化対策整備事業実施要綱(平成27年4月9日付け26生産第2151号農林水産事務次官依命通知)に定める畜産クラスター協議会又は畜産クラスター協議会の構成員である市内の中心的経営体	畜産競争力強化対策整備事業実施要綱に定める家畜飼養管理施設等の整備事業	(補助率) 事業費の60%以内(国50%・市10%) ただし、国補助50%分を市の予算に計上しないものは10%以内	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「畜産競争力強化対策整備事業実施要綱」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。
地域肉用牛振興対策事業	畜産農業の振興を促進する。	農業協同組合	農業協同組合が優良な繁殖雌牛を購入し、畜産農家に一定期間貸付けた後譲渡する事業	(補助額) 優良雌牛導入牛1頭当たり50,000円以内	事業実施前		事業終了後速やかに	牛登記証の写し	
畜産環境整備リース事業	畜産経営に係る環境保全と健全な発展を図る。	農業者	環境汚染等を防止するため、(財)畜産環境整備機構が行う畜産環境整備リース事業により機械等を借り受ける事業	(補助率) リース料の20%以内	事業実施前	請求書の写し	事業終了後速やかに	領収書の写し	

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
家畜伝染病対策事業	牛白血病の感染拡大を効果的に防止し、牛白血病の濃濁率を低下させ、農場の清浄化を図る。	1 天草畜産農業協同組合 2 国のBLV対策ガイドラインに沿った取り組みに努める農業者	1 繁殖雌牛の抗体検査のうち、国事業の対象とならない陰性牛のみの畜産農家が行う抗体検査 2 牛舎内での、陽陰性牛の分離飼育を推進するため、分離用のネット資材の購入、簡易牛舎の増設・補修 3 陽性母牛からの早期離乳を促すための代用乳購入	(補助額) 1 抗体検査料の2分の1以内 2 分離用のネット資材購入費の3分の1以内 簡易牛舎の増設・補修費 3 簡易牛舎の場合 事業費の2分の1以内(補助上限2,500千円) 自力施工の場合 資材費の3分の2以内(補助上限1,000千円) 4 代用乳購入費の3分の1以内(補助上限10千円)	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「天草市牛白血病清浄化対策事業実施要領」に基づく。
天草黒牛販売促進緊急対策事業	天草地域の畜産市場の活性化と子牛価格の安定を図る。	天草畜産農業協同組合	天草畜産農業協同組合で開催する年6回の子牛せり市において、県外等から来場される購買者に対して、その宿泊費の補助を行う。	(補助率及び補助額) 購買者の宿泊費の2分の1以内で、一人当たり2,500円を上限とする。	事業実施前		事業終了後速やかに	領収書の写し	
飼料用米等利用拡大支援事業	地域の飼料生産利用体制を強化し、自給飼料に立脚した畜産経営を実現する。	農業団体、営農集団等	(地域飼料生産利用計画策定) 地域飼料生産利用計画作成に係る経費	(補助対象経費) 1 先進地調査・関係機関打合せに係る旅費 2 会議資料、消耗品費 3 講師謝礼 4 使用料、及び賃借料 5 その他計画作成に必要な経費 (補助率) 定額(予算の範囲内)	事由発生後速やかに	1 事業計画書 2 地域飼料生産利用計画	事業終了後速やかに	1 事業実績書 2 地域飼料生産利用計画	詳細については、熊本県が定める「飼料用米等利用拡大支援事業(地下水関連)実施要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。
			(飼料用米等給与実証) 飼料用米等の利用に関する畜産農家の不安解消と理解促進を図るために行う給与実証に必要な経費	(補助対象経費) 1 飼料購入費(飼料原料費、資材費を含む。) 2 飼料分析費 3 その他給与実証に必要な経費 (補助率) 定額(予算の範囲内)					
環境保全型農業総合支援事業	家畜排せつ物の利用について円滑な堆肥の流通又は利用を図るため	天草市に住所を有する3戸以上農業者で構成する営農集団等	熊本県が定める環境保全型農業総合支援事業実施要領に基づく事業	(補助額) 事業費の60%以内	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については「熊本県農林水産業振興補助金等交付要領」及び「環境保全型農業総合支援事業実施要領」に基づく。
単県果樹園芸等事業	県が推進する果樹、園芸等の補助事業を実施する。	3戸以上で組織する生産組合及び農業生産法人並びに農業協同組合	攻めの園芸生産対策事業実施要領(県要領)に基づき行う事業	(補助率) 事業費の50%以内	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、熊本県が定める「攻めの園芸生産対策事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。
台風被害生産施設復旧対策事業	台風3号及び梅雨前線豪雨により甚大な被害を受けた産地に対し、復旧対策を講じることにより、被災農家の経営安定を図る。	被災農業者	台風被害生産施設復旧対策事業実施要領(以下この項において「県要領」という。))に基づき行う事業	(補助率) 補助対象事業費の50%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、60%以内)	事業実施前 ただし、事前着工についてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。	1 位置図、平面図 2 見積書の写し	事業終了後速やかに	1 納品書の写し 2 領収書の写し	詳細については、「県要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。
果樹優良品種系統更新事業	果樹農業の振興を図る。	農業者又は農業者団体	事業面積がおおむね10アール以上、天草地域の奨励品種である改植事業(伐採、伐根、整地及び植栽の一連の作業を行うものをいう。)	(補助対象経費及び補助額) 改植事業に要する経費で、10アール当たり54,000円以内	事業実施前		事業終了後速やかに		

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
果樹共済掛金補助	果樹農業の経営安定及び生産力の向上を図る。	農業共済団体	果樹共済事業に加入する者で、5,000円以上の当該掛金を払うものに対する補助事業	(補助率) 農業者が負担する共済掛金の30%以内	事業実施前	共済掛金明細一覧表	事業終了後速やかに	共済掛金明細一覧表	
野菜価格安定事業	野菜の価格安定を図る。	農業協同組合	天草市が認める作物である「オクラ」「スナップエンドウ」「イチゴ」「甘長とうがらし」を対象とし、旬別平均販売価格が基準単価を下回った場合の差額の9割について、野菜生産農家に対して生産者補給金を交付する事業	(補助対象経費及び補助率) 旬別平均販売価格と基準単価の差額の9割の50%以内 基準単価 1 オクラ 534円/kg 2 スナップエンドウ 10月から12月まで905円/kg 1月から4月まで751円/kg 5月から6月まで668円/kg 3 イチゴ 1月から2月まで902円/kg 3月739円/kg 4月から5月まで568円/kg 4 甘長とうがらし420円/kg	販売終了後速やかに	販売実績明細	事業終了後速やかに	支払明細	補助対象期間は、1月1日から12月31日とし、期間内の販売終了月の属する年度に精算し、申請するものとする。 また、対象品目及び、基準単価は適宜見直しを行うものとする。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
園芸施設整備等事業	野菜・花き及び果樹農業の振興を促進する。	農業者又は農業者団体	次に掲げる事業を対象とする。ただし、国又は県の補助事業となるものを除く。		事業実施前				
			1 かんがいが対策事業 貯水量が果樹にあつては概ね70t以上、果樹以外にあつては概ね20t以上の簡易貯水槽の設置事業、防水用ゴムシートの更新(耐用年数終了のものをいう。)及び水中ポンプ施設等設置事業(3戸以上の共同事業に限る。)	事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内。ただし、農業者団体の場合は、構成員全てを認定農業者及び認定新規就農者とする。)					
			2 園内作業道整備事業 事業費が10万円以上の作業道の整備(新設及び舗装をいう。)及び急傾斜地運搬機械(モノレーラー)整備	事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内)で、舗装にあつては500,000円、原材料費にあつては市が定める原材料単価額を上限とする。					
			3 ハウス施設整備事業 (1)ハウスの建設(新設・中古) 中古ハウスの購入費は対象とせず、移設費及び資材費(交換部品代)を対象とする。 (2)ハウスの更新、改修 耐用年数が過ぎ老朽化したハウスの更新、又は第三者の使用していないハウスを改修再利用するもの。 (3)ハウスの再建、復旧 台風等農業気象災害で被災したハウスで、国県の補助を受けられないもの。なお、補助対象経費は被覆資材を含まず、共済金(みなし額)を除いた額とする。 【要件】 ・事業費が30万円/10a以上のもの、ただし、ハウスの再建、復旧については15万円/10a以上とする ・原則として共済加入を義務とする	事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては40%以内)で10aあたり150万円を上限とする。ただし、ハウスの改修については、資材費の50%以内で50万円を上限とする。	事業実施前 ただし、事前着工についてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。				
			4 雪害農業用ハウス撤去対策事業 大雪により倒壊した農業用ハウスの解体費及び廃材の運搬費(以下「撤去費」という。)の補助	(補助額) 撤去費の2分の1以内。ただし、園芸施設共済(特定園芸施設及び附帯施設)による撤去費用分の共済支払金を受けた場合や、骨材等の廃材を処分して収入が発生した場合で、その額と補助額を合わせて撤去費を超える場合は、その差額を補助額から控除する。 (限度額) 1 請負施工 (1)基礎を有するハウス 325,000円/10a (2)(1)以外のハウス 250,000円/10a 2 自力撤去 55円/㎡ ※自力撤去とは、外注費が発生しない撤去とする。ただし、2親等内に対する賃金、賃借料は、外注費と認めない。	事業実施前 ただし、事前着工についてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。				
			5 農作物被害防止施設整備事業 受益面積がおおむね500㎡以上であつて、事業費(遮光ネット資材及び防鳥施設に係るものをいう。)が5万円以上のもの	事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内)	事業実施前				
			6 省エネルギー設備導入事業 ハウス面積がおおむね500㎡以上ある果樹、野菜又は花きの施設における省エネルギー設備導入事業(循環扇、二重又は三重カーテン等新規に購入するものに限る。)	事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内)	事業実施前				
7 暗渠排水対策整備事業 受益面積がおおむね500㎡以上であつて、土地改良事業(市単独)で実施できない暗渠等の導入による排水対策整備事業	事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内)で、30万円を上限とする。								

1 位置図、平面図
2 見積書の写し

事業終了後速やかに

1 納品書の写し
2 領収書の写し

認定農業者及び認定新規就農者に対する40%以内の補助は、平成25年度から平成30年度までとする。

4の詳細については、市が定める「雪害農業用ハウス撤去対策事業実施要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
園芸施設共済緊急対策事業	施設園芸の経営安定及び生産力の発展を図る。	農業共済団体	園芸施設共済事業に加入する者で、5,000円以上の当該掛金を払うもの。ただし、ハウスのみとし、付帯施設及び作物はこの限りでない。	(補助率) 農業者が負担する園芸施設共済掛金の30%以内	事業実施前	共済掛金明細一覧表	事業終了後速やかに	共済掛金明細一覧表	補助の期間は平成21年度から平成29年度までとする。
農産物振興対策事業	果樹、野菜及び花き生産の安定経営と新規作物の推進を図る。	農業者又は農業者団体	【園芸作物振興対策事業】 (1)新規作物導入事業 (2)環境保全型事業 (3)新技術導入事業	(補助率) (1)種苗購入費の30%以内 (1)-2 市が実証する展示ほ場 1団体 10万円(定額補助) (2)環境保全型農業資材費の30%以内 (3)新技術導入事業費の30%以内	事業実施前	1 位置図、平面図 2 見積書の写し	事業終了後速やかに	1 納品書の写し 2 領収書の写し	詳細については、「新規作物導入事業実施要領」に基づく。
	安心・安全な木成りあまくさ晩柑の出荷体制を確立し、産地のブランド化を図る。	農業協同組合又は河内晩柑出荷事業者	【木成りあまくさ晩柑振興対策事業】 5~6月の木成りあまくさ晩柑を、安全性等に配慮して出荷する事業者に、その推進費を助成する。	(補助率) 事業費の2分の1以内。但し、補助限度額は、反当り8,000円、あるいは、1事業者あたり300,000円のどちらか低い額とする。	4月20日	1 指定園地一覧表 2 栽培計画(生産計画)同意書	事業終了後速やかに	残留農薬検査結果書、栽培(生産)実績書、出荷実績書	詳細については、市が定める「木成りあまくさ晩柑振興対策事業実施要領」に基づく。
オリーブの島づくり支援事業	オリーブ栽培の推進及び収量安定を図り、オリーブの島づくりの実現に寄与する。	市内に住所を有する個人若しくは事業所又は市と農業参入に関する協定等を締結した事業者等	【オリーブ植栽事業】 果実又は葉の収穫を目的として、3本以上のオリーブ苗木を植栽する場合に、次のいずれかに該当する経費を補助。 (1)苗木、堆肥、肥料、支柱など植栽に必要な資材費 (2)耕地再生及び土壌改良に要する重機リース代及び資材費等 (3)植栽に係る労働賃金(上記②に係る重機オペレーター人件費を除き、天草市農業労働賃金標準額の労働力(一般農作業)の範囲内の額とする。) (4)その他市長が必要と認める経費	(補助率) 補助対象経費の2分の1以内 (上限額) 10アールにつき100,000円	事業実施前	1 植栽計画平面図 2 位置図及び付近の見取図 3 見積書	事業終了後速やかに	領収書の写し	詳細については、「天草市オリーブの島づくり支援事業補助金交付要領」に基づく。
			【倒伏防止支柱設置事業】 オリーブ植栽から4、5年程度が経過し、かつ、樹高が1.5m以上ある園地を管理している場合に、樹形や園地等の状況に応じ別に定める設置方法で倒伏防止支柱を設置する場合における設置に要する資材費を補助。ただし、対象となる園地は1回限りとする。	(補助率) 補助対象経費の2分の1以内 (上限額) 10アールにつき91,000円	事業実施前	1 植栽状況平面図 2 位置図及び付近の見取図 3 見積書	事業終了後速やかに	領収書の写し	
			【収量安定支援事業】 出荷又は6次産業を目的に、植栽本数が20本以上、おおむね5アール以上のオリーブを栽培し定期的な管理をしている場合に、栽培ごよみに基づいた肥培管理、農業等に係る資材費を補助。	(補助率) 補助対象経費の2分の1以内 (上限額) 10アールにつき33,000円(ただし、土壌改良材を施用する場合は、10アールにつき47,000円を加算した額)	事業実施前	1 植栽状況平面図 2 位置図及び付近の見取図	事業終了後速やかに	1 領収書の写し 2 栽培日誌の写し	
			【オリーブ移植・土壌改良事業】 出荷又は6次産業化を目的に、オリーブを20本以上、概ね5アール以上栽培し、定期的な管理を行っている者が、さらなる収量安定化を図るため、3本以上のオリーブ樹を移植し、間引きし、又は樹帯を掘り取り土壌改良して再度植え込みを行う場合に、当該移植等に要する経費を補助。ただし、事業については園地1箇所当たり1回限り対象とする。	(補助率) 1 委託施工の場合 補助対象経費の2分の1以内 2 自主施工の場合 補助対象経費の10割以内 (上限額) 1 委託施工の場合 オリーブ樹1本につき6,500円。ただし、土壌改良材を施用する場合は、1本につき1,500円を加算した額 2 自主施工の場合 オリーブ樹1本につき5,000円。ただし、土壌改良材を施用する場合は、1本につき1,500円を加算した額	事業実施前	1 植栽状況平面図 2 位置図及び付近の見取図 3 見積書	事業終了後速やかに	領収書の写し	
天草椿油普及推進事業	地域の新たな特産品化を探るため、椿栽培の推進を図る。	天草椿の会及び椿油を使った商品開発に取り組む事業者等	1 民間活動グループによる椿の優良木の保護活動、優良苗の植栽活動、椿油の増産活動 2 天草産椿油を使った商品開発	1 1団体 500,000円(定額補助) 2 1事業者 500,000円(定額補助)	事業実施前		事業終了後速やかに		
■ 農林整備課									
土地改良事業償還補助	事業実施に伴う借入公庫資金の返済の軽減を図る。	天草市管内の土地改良区	土地改良区が、土地改良事業のための資金として借り入れた公庫借入金の前年度に支払うべきものとされている償還金又は償還利息	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	金額確定後速やかに	1 償還補助金明細書 2 払込通知書	年度末	償還証明の写し	

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
土地改良区管理運営補助	土地改良区の適正な運営を図る。	天草市内の土地改良区	土地改良区の運営	(補助対象経費) 1 土地改良区の運営費 2 土地改良区施設の維持管理費 3 土地改良区職員の人件費 4 土地改良区施設の修繕経費 5 その他市長が必要と認める経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに		年度末		
土地改良事業補助	農業生産性の向上及び経営の合理化を図る。	天草市に住所を有する農業者又は農業者団体	1 受益戸数2戸以上及び受益面積20アール以上の農業用施設の整備並びに維持管理事業 2 基盤整備事業(受益面積10アール以上のほ場整備等) 3 農地等災害復旧事業(他の補助事業の対象とならない小規模災害)	(補助額) 1 事業費に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。ただし、100万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。 2 事業費に2分の1を乗じて得た額が10万円未満のときは、補助の対象としない。	事業実施前	1 事業関係者の同意書 2 工事見積書 3 事業地位置図、計画平面図、地籍図、数量計画書等 4 農地形状変更届受理通知の写し	事業終了後速やかに		
土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良区が土地改良施設の定期的な整備及び補修を実施し、機能保持及び耐用年数の確保を図る。	市内の土地改良区	土地改良事業で整備された土地改良区財産農業水利施設で、故障又は老朽化した施設の整備事業	(補助額) 補助対象事業費の20%	6月末日	1 申請書 2 事業計画 3 熊本県土地改良事業団体連合会請求書(写)	振込み終了後速やかに	1 事業実績書 2 振込み証明書	
森林整備地域活動支援事業	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る。	森林所有者等	森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知)及び森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用について(平成14年3月29日付け13林政企第119号林野庁長官通知)に基づく地域活動	森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知)及び熊本県森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成14年6月20日付け林政第535号熊本県林務水産部長通知)に定める額(交付率100%)	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「森林整備地域活動支援交付金実施要領」、「森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用について」及び「熊本県森林整備地域活動支援交付金実施要領」に基づく。
間伐等森林整備促進対策事業	森林資源の質的充実と公益的機能の一層の発揮に向けた森林整備を推進し、未利用間伐材の利用促進を図る。	1 森林組合 2 生産森林組合 3 森林組合連合会 4 森林整備法人等	不良木の除去、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、その他の付帯施設整備に要する経費。	(補助額) 1ヘクタール当たり100千円。	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「熊本県間伐材等森林整備促進対策事業実施要領」に基づく。
間伐材供給安定化緊急対策事業	間伐を必要とする森林の整備を推進するとともに、間伐材の流通を促進するために流通経費等の一部を助成し、素材の安定供給を図る。	森林所有者等	5齢級～12齢級のスギ、ヒノキの人工林を間伐し、その間伐材を原木市場や製材工場等へ出荷した際の間伐材生産・流通経費	1 間伐材を素材市場へ出荷した場合 : 4,000円/㎡ 2 間伐材を素材市場以外へ出荷した場合 : 3,400円/㎡	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「熊本県間伐材供給安定化緊急対策事業実施要領」に基づく。
特用林産物施設化推進事業	特用林産物の生産を通じた振興対策(高品質化、低コスト化等)を図る。	1 森林組合 2 農業協同組合 3 農業関係団体 4 林業者等が組織する団体	1 加工流通・衛生管理施設の整備事業 2 たけのご生産のための竹林整備事業 3 安定生産施設の整備事業	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「熊本県特用林産物関係補助事業実施要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
森林整備事業	民有林において、間伐等の造林事業を計画的に推進し、森林資源の充実、公益的機能の確保、山村経済の振興を図る。	1 森林組合 2 森林所有者等	国・県の補助を受けて実施する次に掲げる事業 1 人工造林 2 樹下植栽等 3 下刈り 4 雪起こし 5 倒木起こし 6 枝打ち 7 除伐 8 間伐 9 更新伐 10 付帯施設等整備 11 森林作業道整備	(補助率) 熊本県が定めた標準単価に基づき算出した標準事業費の22%以内とする。ただし、補助率の決定にあたっては、国・県の補助金を含めた補助金額の合計が標準事業費の90%を超えない範囲とする。	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「熊本県森林環境保全整備事業実施要領」に基づく。
天草産材利用促進事業	天草産材の利用を促進するとともに、地域経済の活性化及び雇用の創出を図る。	自己の居住する住宅を新築、改築又は増築する者	天草産材を利用した新築、改築又は増築工事	木材使用量×15,000円(上限300,000万円)とする。ただし、木材使用量の50%以上を森林認証材が占める場合は、木材使用量×20,000円(上限400,000万円)とする。	新築等を完了した日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日	1 住民票の写し 2 市税等の納税証明書 3 位置図、平面図及び立面図 4 着工前及び完成後の写真 5 使用木材出荷証明書 6 使用原木出荷証明書	-		補助金交付申請書兼実績報告書のため、実績報告書の提出は不要。詳細については、「天草産材利用促進事業補助金交付要領」に基づく。
緑の少年団育成補助	緑の少年団の育成を図る。	1 本町緑の少年団 2 志柿町緑の少年団 3 御所浦小緑の少年団 4 大河内緑の少年団 5 新和中緑の少年団 6 五和町緑の少年団 7 福連木緑の少年団	少年団の活動	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに		年度末		
有害鳥獣被害防護柵設置事業	有害鳥獣による農作物等の被害防止を図る。	有害鳥獣による農作物等の被害防止のために、自衛策として金網、電気柵、トタン及び網等(以下「防護柵」という。)を設置した者	道路(国県市道、一定要件農道等)、河川、用排水路、宅地、山林、耕作放棄地等(以下「一定条件」という。)で囲まれた農地で、隣接している耕作地を含まずに設置する事業	(補助対象経費) 次の防護柵等に係る費用(設置に係る費用を除く) (1)電気柵 (2)金網柵 (3)ワイヤーメッシュ柵 (4)トタン (補助額) 対象経費の2分の1以内(上限50万円) ※1,000円未満切り捨てとする。	防護柵の設置を完了した日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日	1 事業実績書 2 収支決算書(領収書及び納品書又は見積書)	-		詳細については、「天草市有害鳥獣被害防護柵設置事業補助金交付要領」に基づく。
			一定条件で囲まれた農地で、一体的に施行する事業	(補助対象経費) 次の防護柵等に係る費用(設置に係る費用を除く) (1)電気柵 (2)金網柵 (3)ワイヤーメッシュ柵 (4)トタン (補助額) 対象経費の3分の2以内(上限50万円) ※1,000円未満切り捨てとする。	事業実施前	1 事業計画書 2 収支予算書(見積書等) 3 共同施行の場合は代表者選任届	事業完了後直ちに	1 事業実績書 2 収支決算書(領収書及び納品書等)	
狩猟免許取得補助	有害鳥獣の捕獲を推進する。	天草市に住所を有する者	狩猟免許取得	(補助対象経費) 1 収入証紙代 2 診断書料 3 講習会受講料 4 その他市長が認めるもの (補助額) 補助対象経費の2分の1以内を補助額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、予算の範囲内で交付する。ただし、10,000円を上限とする。	事業終了後速やかに	1 狩猟免許証の写し 2 補助対象経費に係る領収書の写し	-		詳細については、市が定める「狩猟免許取得補助金交付要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
有害鳥獣捕獲わな購入事業	有害鳥獣による農作物等の被害防止を図る。	天草市有害鳥獣捕獲対策協議会会員であって、わな猟免許保持者のうち、箱わな、くくりわなを購入する者	有害鳥獣による農作物等の被害防止対策のために、有害鳥獣捕獲のための箱わな又はくくりわなを購入する者に対する補助事業	補助対象経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)とし、次に定める額を限度とする。ただし、予算の範囲内で交付する。 (1) 箱わな 35,000円/基 (2) くくりわな 10,000円/基	事業実施前	1 図面等 2 見積書	事業終了後速やかに	1 領収書の写し 2 写真(購入後)	詳細については、「天草市有害鳥獣捕獲わな購入事業補助金交付要綱」に基づく。
有害鳥獣捕獲対策協議会運営費	有害鳥獣捕獲効果の促進を図る。	天草市有害鳥獣捕獲対策協議会(以下この項において「協議会」という。)	1 協議会の運営 2 有害鳥獣捕獲事業	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
■ 水産振興課									
養殖業等セーフティネット支援事業	赤潮等により被害を受けた漁業者の経営安定を図る。	漁業共済組合	養殖漁業者等が加入する漁獲共済及び養殖共済の掛け金	(補助額) 漁獲共済及び養殖共済の掛け金に対する国庫補助額の10分の1相当額	掛け金の確定後速やかに	養殖業等セーフティネット支援事業計画書	掛け金支払い後速やかに	養殖業等セーフティネット支援事業実績書	
浜の活力再生交付金事業	水産業や漁村地域の再生を図るために作成した「浜の活力再生プラン」に基づき、漁業収入の向上とコスト削減等資する共同利用施設の整備にに対し助成する。	天草市管内漁業協同組合	水産業共同利用施設の整備 種苗放流、環境整備等資源増大のための施設整備 漁業地域の防災・減災施設の整備	事業費の60%以内	事業実施前	別要綱等の規定による必要書類	事業完了後速やかに	別要綱等の規定による必要書類	詳細については、国が定める「水産関係地方公共団体交付金等交付要綱」に基づく。
水産基盤整備交付金事業	水産業の振興を図る。	天草市内に事業所を有する漁業協同組合	水産資源の回復増大を図るための漁場整備や漁協等が行う共同利用施設の整備等	(補助対象経費) 施設整備等に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	1 事業予定箇所地図 2 その他県要領の規定による必要書類	事業終了後速やかに	1 事業実施箇所地図 2 実施状況写真 3 その他県要領の規定による必要書類	詳細については、「熊本県水産基盤整備事業交付金事業実施要領」に基づく。
産地水産業強化支援事業	水産業の振興を図る。	天草漁業協同組合	水産業施設整備事業	事業費の60%以内	事業実施前	別要綱等の規定による必要書類	事業終了後速やかに	別要綱等の規定による必要書類	詳細については、国が定める「産地水産業強化支援事業実施要綱」に基づく。
漁業就業奨励金(親元就業)	漁家子弟の漁業就業を促す。	漁家子弟新規就業者(45歳未満)	漁業所得250万円未満の個人が経営する独立型漁業経営体において、漁業就業に意欲があり、漁協正組合員と同等(90日)以上の就業が見込まれる就業5年未満の漁家子弟に対して給付金を支給する。	(給付額)月額50,000円を最大5年間支給する。	漁業就業後速やかに	営漁計画書	給付金受給後速やかに	営漁実績書	返還規定あり 本事業による奨励金受給中に独立、経営継承した者は漁業定着支援給付金に移行することができるものとする。
漁業就業奨励金(独立・経営継承)	世代交代による漁業就業の確保を図るため45歳以上の漁家子弟の漁業就業を促す。	漁家子弟新規就業者(45歳以上65歳未満)	漁業所得250万円未満の個人が経営する独立型漁業の経営体の就業5年未満の漁家子弟に対し、2年以内の経営継承または独立を条件に、給付金を支給する。	(給付額)月額50,000円を最大2年間給付する。	漁業就業後速やかに	営漁計画書	給付金受給後速やかに	1 営漁実績書 2 船舶検査証等経営継承、独立を証明する書類	返還規定あり

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
漁業就業定着支援給付金	新規就業者または経営継承または独立した漁家子弟の不安定な漁業経営に対し、給付金を給付することで一定の所得を確保し、漁家経営の安定を図る。	新たに漁業経営を開始した65歳未満の者	独立型の漁業を営もうとする者であって、新規漁業就業者にあつては長期研修修了者または終了見込みの者、漁家子弟にあつては、就業5年未満で経営継承または独立した者に対し、給付金を給付する。	(給付額)年額150万円を上限に、45歳未満の者にあつては最大5年間、45歳以上の者に対しては最大3年間給付するものとし、給付額は前年所得により低減するものとする。 (給付額算定) 1 前年所得が100万円未満の場合 満額給付 2 前年所得が100万円以上350万円未満の場合 (350万円ー前年所得)×3/5 3 前年所得が350万円以上の場合 給付停止 (その他) 国が実施する新規就業者総合支援事業実施期間は給付金の給付は停止するものとする。また、熊本県が実施するフォローアップ研修については、荒天などのやむを得ない場合に限り、一月の給付金が12万5千円に満たない分については本給付金により補てんするものとする。 ※給付額から年金額を除く。	漁業就業後速やかに	1 當漁計画書 2 前年度所得証明書 3 船舶検査証等経営継承、独立を証明する書類	給付金受給後速やかに	當漁実績書	返還規定あり
新規漁業就業者研修給付金	兼業での漁業就業を目指す新規就業者を支援する。	65歳未満の者で新たに兼業での漁業就業を目指す者であつて、3年以内に地先漁業協同組合の正組合員となることを約束できる者	他に職業を持ちながら、新たに漁業就業を目指すものに対する研修事業を実施事業	月額60,000円	研修実施前	1 研修受講申込書 2 誓約書 3 漁業研修計画書	研修終了後速やかに	1 実績報告書 2 當漁計画	返還規定あり
漁業就業定着支援施設整備補助金	新規就業者及び独立・経営継承した漁家子弟の漁業初期投資の負担を軽減し、収入が不安定な経営を支援する。	天草市管内漁業協同組合	就業3年未満の新規就業者や漁家子弟に漁業協同組合がリース契約を締結することを前提として漁船や水産機器、施設等を取得する事業	補助率:1/2 補助限度額:250万円	リース対象物購入前までに	リース物件の詳細が確認できる書類	リース契約締結後速やかに	1 物件購入金額が確認できる書類 2 リース契約書の写し	
漁業近代化資金利子補給	沿岸漁業生産施設の近代化、沿岸漁業の生産の向上及び漁業経営の安定を図る。	天草市に住所を有する漁業者	漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)第2条第3項に規定する資金の借入金に対する利子補給	(利子補給期間及び補給率) 利子補給期間は3年以内、補給率は年1.0パーセント以内 (利子補給額) 毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。))の総和をその期中の日数で除して得た額をいう。)に、当該利子補給率を乗じて得た額とする。	利子金額確定後速やかに	利子補給計算書	利子金額支払い後速やかに	利子補給計算書	
台風対策漁業近代化資金利子補給	台風により被害を受けた漁業者等の経営の安定及び健全化を図る。	1 漁業を営む個人 2 漁業生産組合 3 水産加工業を営む個人または従業者の数が100人以下の法人 4 漁業協同組合	台風対策漁業近代化資金の借入金に対する利子補給	(利子補給期間及び補給率) 関係機関と協議のうえ、市長が定める。 (利子補給額) 毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。))の総和をその期中の日数で除して得た額をいう。)に、当該利子補給率を乗じて得た額とする。	利子金額確定後速やかに	利子補給計算書	利子金額支払い後速やかに	利子補給計算書	
水産業廃棄物処理補助	漁場及び漁港の環境美化に資する。	天草市内に事業所を有する漁業協同組合	漁場及び漁港の廃棄物の処理等	(補助率) 漁場及び漁港の廃棄物の処理に要する経費の3分の1以内	事業実施前	1 実施予定箇所地図 2 見積書	事業終了後速やかに	1 実施箇所地図 2 領収書の写し 3 実施状況写真 4 産業廃棄物管理票(マニフェスト)	
栽培漁業地域展開事業	水産物の安定供給及び漁家経営の安定に資する。	天草市内に事業所を有する漁業協同組合	天草市地先海域において行う栽培漁業地域展開事業	(補助率) 栽培漁業地域展開事業に係る漁業協同組合が負担する経費の5分の3以内	事業実施前	実施予定箇所地図	事業終了後速やかに	1 実施箇所地図 2 領収書の写し 3 実施状況写真	
資源管理推進事業	水産資源の維持培養に資する。	天草市内に事業所を有する漁業協同組合	種苗放流事業並びに産卵施設の設置及びその再利用	(補助率) 種苗放流事業並びに産卵施設の設置費及びその再利用に係る経費の5分の3以内	事業実施前	1 実施予定箇所地図 2 経費見積書	事業終了後速やかに	1 実施状況写真 2 領収書の写し 3 実施箇所地図 4 立会い確認書	
広域種資源造成支援事業	水産資源の回復・維持を図る。	天草漁業協同組合	資源の減少が著しい広域魚種の種苗放流に係る経費	(補助率) 事業に係る経費の1/4以内	事業実施前	事業予定箇所位置図	事業終了後速やかに	1 事業実施箇所位置図 2 実施状況写真	

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
赤潮被害対策短期資金利子補給及び保証料補給	赤潮により被害を受けた漁業者等の経営の安定及び健全化を図る。	天草市赤潮被害対策短期資金制度に基づき資金を融資した金融機関	天草市赤潮被害対策短期資金制度資金への利子補給	1 利子補給率は、年1.7パーセント以内 2 保証料補給率は、年1.15パーセント以内 3 利子補給及び保証料補給期間は、2年以内	利子及び保証料金額確定後速やかに	利子補給計算書又は保証料補給計算書	利子及び保証料金額支払い後速やかに	利子補給計算書又は保証料補給計算書	
水産加工用浄化施設整備事業	漁場及び漁港の環境美化に資する。	天草市に住所を有する水産加工業者	水産加工場から排出される魚油等を浄化する設備導入	(補助率) 設備導入に係る経費の2分の1以内とし、1件750,000円を上限とする。	事業実施前	見積書の写し	事業終了後速やかに	1 納品が確認できる書類の写し 2 実施状況写真	
活力あるくまもとの水産業づくり事業	水産業の振興を図る。	天草漁業協同組合	1 販売及び営業力強化事業並びに販路拡大並びに取扱量増大事業 2 新製品開発事業	(補助額) 漁協が負担する額の2分の1を天草市、上天草市及び苓北町の漁協支所割で算定	事業実施前		事業終了後速やかに		
水産振興団体活動補助	天草市の水産振興及び後継者育成を図る。	天草市に住所を有する3名以上の漁業者により組織された団体(天草市管内漁業協同組合(以下「漁協」という。)に所属する青年部、女性部等であつて、地域の水産振興につながる計画を持ち、かつ、活動の規約等を有する団体をいう。)	天草市において漁業関係団体が実施する水産振興事業(原則として新規に実施する次に掲げる事業とし、特定少数の漁業者の利益に帰することのない事業をいう。) 1 種苗中間育成、藻場育成等漁場資源増殖及び漁場環境向上等地域の水産振興に資する事業 2 地域水産業活性化のために行う技術習得・向上及び普及に係る事業 3 水産物の消費拡大並びに魚価向上に資する事業	(補助率及び補助額) 事業に係る経費の2分の1以内とし、300,000円を上限とする。ただし、報酬、旅費、食料費、燃料費、備船料等は、その内容により適用しない場合もある。	事業実施前	1 実施予定箇所地図 2 見積書 3 漁協の推薦状	事業終了後速やかに	1 実施箇所地図 2 実施状況写真 3 領収書の写し	

■ 観光振興課

大会等誘致事業	各種大会及び合宿を誘致し、観光振興及び経済発展を図る。	主催者等	市内の宿泊施設(研修施設及び合宿所を除く。)に延べ25人以上の宿泊を伴う大会等の開催 宿泊費(懇親会経費等の食糧費を除く。)、会場使用料(冷暖房費含む。)	(補助対象経費) 1 大会等の参加者に係る宿泊費 2 大会等の事業運営費及び事務経費(団体の恒常的な運営費及び懇親会等経費の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">宿泊者数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25人以上</td> <td>50人未満</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以上</td> <td>100人未満</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>100人以上</td> <td>300人未満</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>300人以上</td> <td>500人未満</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>500人以上</td> <td>750人未満</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>750人以上</td> <td>1,000人未満</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000人以上</td> <td></td> <td>1,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> 補助対象経費が、上記の額に満たない場合は、当該経費を補助額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、同一種目による同一期間の合宿については、1団体とみなす。	宿泊者数		金額	25人以上	50人未満	25,000円	50人以上	100人未満	50,000円	100人以上	300人未満	100,000円	300人以上	500人未満	200,000円	500人以上	750人未満	300,000円	750人以上	1,000人未満	600,000円	1,000人以上		1,000,000円	事業実施前	市内宿泊施設への予約が確認できる書類	事業終了後速やかに	市内宿泊施設への宿泊が確認できる書類	詳細については、「大会等誘致事業補助金交付要領」に基づく。
宿泊者数		金額																															
25人以上	50人未満	25,000円																															
50人以上	100人未満	50,000円																															
100人以上	300人未満	100,000円																															
300人以上	500人未満	200,000円																															
500人以上	750人未満	300,000円																															
750人以上	1,000人未満	600,000円																															
1,000人以上		1,000,000円																															

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
天草教育旅行推進事業	教育旅行の受け入れ体制の整備を構築するとともに、入込客数の増加による地域経済の活性化を図る。	旅行会社	天草市で1泊以上の宿泊を伴う修学旅行のバス運行事業	(補助額) バス1台あたり、一律50,000円を補助する。ただし、天草教育旅行受入協議会の修学旅行バス助成金を受領した場合は、その額を控除した額とする。また、バスの経費が50,000円に満たない場合は実費その額とする。	事業実施前	バスの運行及び市内宿泊施設等への宿泊の予約が確認できる書類	事業終了後速やかに	バスの運行及び市内宿泊施設等への宿泊が確認できる書類	詳細については、「天草教育旅行推進事業修学旅行バス運行補助金交付要領」に基づく。
		民泊登録申請に必要な住宅図面作成を行う者	民泊登録申請に必要な住宅図面作成事業	(補助額) 補助対象経費の2分の1以内とし、20,000円を上限とする。	事業実施前	1 位置図 2 住宅外観の写真	事業終了後速やかに	1 完成図面(平面図、立面図)の写し 2 領収証の写し	詳細については、「天草教育旅行推進事業民泊登録申請支援補助金交付要領」に基づく。
天草宝島観光協会補助金	天草宝島観光協会の運営を支援することにより、天草市の観光振興を図る。	天草宝島観光協会	1 天草宝島観光協会の運営 2 その他市長が適当と認める事業	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	1 事業計画書 2 予算書 3 規約	年度末	1 決算書 2 実績写真	
観光イベント実施事業	観光の振興を図る。	市内の住民で構成する実行委員会、振興会その他の団体	観光振興に資する地域の特色を活かしたイベント事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(主催者の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(団体の恒常的な運営費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの 補助金の額は、総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。 補助金の交付は、1補助対象事業に対し、1会計年度1回限りとする。	事業実施前	団体の構成員名簿	事業終了後速やかに	イベント事業実施状況の写真	
サンタクロースの聖地・天草推進事業	観光の振興を図る。	市内の住民で構成する実行委員会、振興会その他の団体	サンタクロースの聖地・天草のブランド確立を図る事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(主催者の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(団体の恒常的な運営費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの 補助金の額は、総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。 補助金の交付は、1補助対象事業に対し、1会計年度1回限りとする。	事業実施前	団体の構成員名簿	事業終了後速やかに	イベント事業実施状況の写真	
天草島内周遊バス運行事業	天草島内で観光周遊バスを運行することにより、着地型観光手段を拡充し、観光振興を図る。	第一種又は第二種旅行者で、天草島内周遊バスの運行を行うことができる者	募集型企画旅行である周遊バス運行事業 1 イルカウォッチングを軸としたAコース 2 本渡を発着とする天草の崎津集落散策を軸としたBコース 3 牛深を発着とする牛深の各種体験と天草の崎津集落散策を軸としたCコース 4 崎津・本渡を発着とする島内観光を軸としたDコース ※4コースとも、予約があった日のみ運行する。また、補助の申請区分は、AコースとBコースをひとつ、Cコース、Dコースの3つの区分とする。	(補助額) 天草島内周遊バス運行事業に係る必要経費と収益の差額とし、予算の範囲内で交付する。	運行を開始しようとする3日前		事業終了後速やかに	集客数一覧(日別利用状況がわかるもの)	詳細については、「天草島内周遊バス運行事業補助金交付要領」に基づく。
旅客船航路運航補助金	長崎市の長崎港から天草市の崎津漁港を結ぶ旅客船の安定的な運航により、広域観光の推進を図る。	長崎市の長崎港から天草市の崎津漁港を結ぶ航路で旅客船を運航する事業者	長崎市の長崎港から天草市の崎津漁港を結ぶ航路の運航に係る負担の軽減を目的に実施する事業	1日当たりの基準乗船者数を設定し、乗船者数が基準に満たない場合に、不足する人数に応じて、定められた基準額により補助する。 (補助額) ・補助対象経費の1/2以内 (補助対象期間及び運航日) ・補助対象期間は、平成29年7月7日から平成29年10月1日までとする。 ・補助対象となる運航日は、金曜日、土曜日及び日曜日とする。 ・上記の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、補助することができる。 (補助対象経費) ・補助対象期間における1日当たりの乗船者数の基準人数から、当該日の往路及び復路の乗船者数の合計を減じた数に基準額を乗じた金額 ・基準人数は40人とし、基準額は5,500円とする。また、基準人数において、小人(6歳以上12歳未満の者をいう。)にあっては2分の1とする。	航路運航の開始後速やかに	旅客船の運航予定表等	補助対象期間終了後速やかに	旅客船の運航実績及び各便の乗船者数が記載された書類他	

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
地域イベント助成事業(地域社会振興財助成金)	地域社会の活性化及び宝くじの普及広報を図る。	地域活性化センターが定める実施要綱等(以下この項において「別要綱等」という。)の規定による者	コミュニティが主体となり、創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献すると思われるイベント	(補助対象経費) ・対象事業の実施に要する経費 (補助額) ・補助対象経費の100%以下とし、予算の範囲内で交付する。	事業実施前	別要綱等の規定による必要書類	事業終了後速やかに	別要綱等の規定による必要書類	詳細については、「地域イベント助成事業実施要綱」に基づく。
郷土芸能事業	観光の振興を図る。	市内の住民で構成する郷土芸能団体	観光の振興に資するため、郷土芸能を広く宣伝する事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの 補助金の額は、総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。 補助金の交付は、1団体に対し、1会計年度1回限りとする。	事業実施前	団体の構成員名簿	年度末	イベント事業実施状況の写真	
■文化課									
天草市民芸術祭事業	文化の振興に寄与する。	(一社)天草市芸術文化協会	天草市民芸術祭及びあまくさ子ども芸術祭	(補助対象経費) 1 会場設営費(会場借上料を含む。) 2 講師料及び出演料(主催者の構成員に対するものを除く。) 3 資料作成に要する経費(チラシ、ポスター、プログラム等) 4 謝礼金及び賞品代 5 事務経費(団体の恒常的な運営費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 6 その他市長が特に必要と認めるもの (補助額) 補助対象経費から入場料等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
文化関係の全国大会出場費補助	文化活動を通じて優秀な成績を収めたものを顕彰するとともに、文化の伝承と振興を図る。	文化関係の全国大会に出場する天草市管内の高等学校の生徒及び団体	県大会等において出場者を決定する全国大会のうち、高等学校文化連盟、吹奏楽連盟、音楽教育研究会、放送教育研究会及び家庭クラブ連盟が主催又は共催する大会への出場	(補助対象経費) 出場に要する交通費、宿泊費及び物品の運搬費(交通費及び宿泊費については経費から県補助金を控除した額の2分の1の額とし、物品の運搬費については全額とする。) (補助額) 個人の場合、1人につき10,000円以内 団体の場合、1人につき10,000円以内(上限額200,000円)	事業実施前	1 全国大会要項 2 県大会要項	事業終了後速やかに	領収書の写し	
文化団体等開催事業	文化活動の振興に寄与する。	(一社)天草市芸術文化協会の加入団体その他の市内の文化団体(文化事業を実施するために組織された実行委員会を含む。)	文化団体が実施する文化公演、講演会、展示会等の文化事業	(補助対象経費) 1 文化講演会等の講師料、出演料等(文化団体の構成員に対するものを除く。) 2 会場設営費(会場使用料及び附帯設備使用料を含む。) 3 資料作成に要する費用(チラシ、ポスター、プログラム等) 4 消耗品費(大道具費、小道具費、看板製作費等) 5 楽器調整手数料 6 その他特に市長が必要と認めるもの (補助率及び補助額) 補助対象経費の2分の1以内の額とし、90,000円を限度とする。 ※補助金の交付は、1つの文化団体に対し、1会計年度に1回限りとする。	事業実施前		事業終了後速やかに	領収書の写し	

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
牛深ハイヤ節全国大会事業	牛深ハイヤ節全国大会を通じて天草市の伝統文化の保存と発展に寄与する。	牛深ハイヤ節全国大会実行委員会	1 牛深ハイヤ節全国大会の開催 2 牛深ハイヤ節の民謡(うた)を探る記念行事の開催	(補助額) 実施経費から参加料等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。	事業実施前			事業終了後速やかに	
五足の靴頭彰事業	文化の振興に寄与する。	五足の靴頭彰全国短歌大会実行委員会	1 五足の靴頭彰全国短歌大会 2 五足の靴ウオークラリー大会	(補助額) 実施経費から参加料等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。	事業実施前			事業終了後速やかに	
魚貫草刈り唄全国大会事業	大会を通じて伝承と保存を行う。	魚貫草刈り唄実行委員会	1 魚貫草刈り唄全国大会の開催 2 魚貫草刈り唄講習会等の開催	(補助額) 実施経費から参加料等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。	事業実施前			事業終了後速やかに	
芸術文化協会運営費	文化の振興に寄与する。	(一社)天草市芸術文化協会	(一社)天草市芸術文化協会の運営補助事業	(補助対象経費及び補助額) 運営経費のうち事務局費金に係る額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。	総会終了後速やかに		年度末		
文化財等整備費補助	国指定、県指定又は市指定の文化財は活用を行う。	指定文化財の所有者又は管理責任者	指定の文化財の保存、保護又は活用を目的として行う事業で、次のいずれかに該当するもの 1 文化財の改修又は移築事業(敷地の取得を除く。) 2 文化財の修理事業 3 文化財の整備事業で、特に公共性に富む事業 4 文化財の維持管理事業で特に公共性に富む事業	(補助額及び限度額) 事業費から国、県又は他の団体からの補助金の額を控除した額に100分の35を乗じて得た額以内の額とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、200万円を上限とする。	事業実施前	1 工程表 2 設計書及び設計図(工事の場合)		事業終了後速やかに	

■世界遺産推進室

重要景観構成要素修景事業	「重要文化的景観」選定地域の良好な景観形成の促進を図るとともに、景観を活かした町づくりを推進する。	個人、住民団体等	建築物、工作物等の修景事業及び植栽美化活動、景観研究会等の景観形成活動等	(補助対象経費) 重要文化的景観の形成に寄与すると認められる行為に係る経費 (補助率) 補助対象経費の10分の6以内、290万円を上限とし、地域及び限度額については、別表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>世界遺産 コアゾーン(予定)</th> <th>崎津集落 (街区)</th> <th>街区以外の 崎津今宮 (小島除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td> <td>60%</td> <td colspan="2">50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上限額</td> <td rowspan="4">290万円</td> <td rowspan="2">建築物</td> <td>新設・改築・増築</td> <td>120万円</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>修繕など</td> <td>80万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工作物</td> <td>新設・改築・増築</td> <td>60万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>修繕など</td> <td>40万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>生垣</td> <td>9万円</td> <td colspan="2">(補助金:新規 3,000円/m 既存ブロック 5,000円/m)</td> </tr> </tbody> </table>	対象区域	世界遺産 コアゾーン(予定)	崎津集落 (街区)	街区以外の 崎津今宮 (小島除く)	補助率	60%	50%		上限額	290万円	建築物	新設・改築・増築	120万円	80万円	修繕など	80万円	30万円	工作物	新設・改築・増築	60万円	30万円	修繕など	40万円	20万円	生垣	9万円	(補助金:新規 3,000円/m 既存ブロック 5,000円/m)		事業実施前			事業完了後速やかに	詳細については、「天草市文化的景観形成事業補助金交付要領」に基づく。
対象区域	世界遺産 コアゾーン(予定)	崎津集落 (街区)	街区以外の 崎津今宮 (小島除く)																																		
補助率	60%	50%																																			
上限額	290万円	建築物	新設・改築・増築	120万円	80万円																																
			修繕など	80万円	30万円																																
		工作物	新設・改築・増築	60万円	30万円																																
			修繕など	40万円	20万円																																
生垣	9万円	(補助金:新規 3,000円/m 既存ブロック 5,000円/m)																																			

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 建設総務課									
老朽危険家屋等除去促進事業	市内に存在する老朽危険家屋等の解体及び除去を促進し、市民の安心・安全な暮らしと地域の生活環境の保全を図る。	事前調査によって老朽危険家屋と判定された家屋を解体する所有者等	市が実施する事前調査によって老朽危険家屋と判定された家屋の解体及び除去に係る経費	(補助対象経費) 1 危険家屋等の解体に係る経費 2 その他市長が認めるもの (補助金の額) 1 補助金の額は、解体等に係る経費(消費税相当分を含む額)に2分の1を乗じて得た額以内とし、限度額は500,000円 2 前項の補助金の額に1,000円未満の額が生じた場合はこれを切り捨て	事前調査の判定を受けた日から30日以内又は市長が定める日	1 2社以上の解体等に係る見積書の写し(内訳の記載されたもの) 2 解体業者の建設業の許可書又は解体工事業の届出書の写し 3 市税等納付状況及び課税明細調査同意書 4 現況写真 5 建物の延床面積が確認できるもの(平面図等)	完了の日から起算して30日以内、又は補助金の交付決定のあった年度の3月末日のいずれか早い日まで	1 完了届 2 解体等の工事が実施した工事が発行した請求書及び領収証の写し 3 解体等の内容(単価等)が分かる内訳表の写し 4 工事写真(着工前、中間、完了後が分かるもの) 5 廃棄物に関する処分証明書の写し	詳細については、「天草市老朽危険家屋等除去促進事業補助金交付要領」に基づく
■ 土木課									
土砂災害危険住宅移転促進事業	土砂災害特別警戒区域内等において土砂災害危険住宅の移転を促進する。	土砂災害危険区域から住宅の移転を行う者	1 対象住宅 土砂災害特別警戒区域内に存する建築物で、その全部又は一部を住宅(賃貸住宅を除く。)の用に供するもの。 2 要件 (1) 危険住宅の除去を行うこと。 (2) 土砂災害警戒区域外に移転すること。 (3) 移転先が熊本県内であること。	(補助対象経費) 1 住宅除去費等 2 移転経費 3 住宅の建設、購入費等 4 土地の調査費 (補助額) 補助対象経費に相当する額の合計額(他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を差し引いた額)。ただし、300万円を限度とする。	事業実施前	1 移転事業実施計画書 2 土砂災害危険住宅の位置図及び現況写真 3 住民票 4 移転先住宅の位置図及び現況写真 5 土地登記簿謄本の写し 6 見積書の写し 7 資金計画書 8 跡地管理誓約書	事業完了後速やかに	1 補助金精算調査書 2 土砂災害危険住宅の除却後の写真 3 移転先住宅の位置図及び写真 4 移転に要した費用を証明する書類	詳細については、「天草市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要領」に基づく。
■ 都市計画課									
花しょうぶ祭り事業	公園の魅力を活かす開花に合わせて情報発信するとともに、観光振興を図る。	天草花しょうぶ祭り実行委員会	花しょうぶ祭り開催事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(主催者の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(団体の恒常的な運営費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。	事業実施前	団体等の構成員名簿	事業終了後速やかに	イベント事業実施状況の写真	

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 建築課									
がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊による危険から住民の生命を守るため、危険住宅の移転を促進する。	危険住宅の除却又は危険住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を行う者	<p>1 対象住宅 次の各号のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅(※)、又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行ったもの。 (1) 建築基準法第39条第1項の規定に基づき天草市建築基準条例第27条で指定した災害危険区域 (2) 天草市建築基準条例第2条の規定に基づき建築を制限している区域 (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき熊本県知事が指定した土砂災害特別警戒区域</p> <p>2 対象事業 (1) 危険住宅の除却を行う事業 (2) 危険住宅に代わる住宅の建設等を行う事業</p> <p>※既存不適格住宅:法令の施行又は適用時に現存し、又は工事中の住宅で、これらの規定に適合しないものをいい、法令の適用後に建築された住宅で規定に適合しない「違反建築物」とは異なる。</p>	<p>(補助対象経費等) 1 危険住宅の除却に要する経費(撤去費、動産移転費、仮住居費及び跡地整備費)の全額とする。ただし、1戸当たり802,000円を上限とする。 2 危険住宅に代わる住宅の建設等に要する資金を金融機関から借り入れる場合の借入金に係る利子(年利率8.5パーセントを限度とする。)に相当する経費の全額とする。ただし、1戸当たり415万円(建物319万円、土地96万円)を上限とする。</p>	事業実施前	<p>1 危険住宅の除却に係る見積書の写し 2 危険住宅に代わる住宅の建設等に係る借入金利息計算書の写し</p>	事業終了後速やかに	<p>1 危険住宅の除却に係る領収書の写し 2 危険住宅に代わる住宅の建設等に係る請負契約書の写し及び借入金利息計算書の写し</p>	詳細については、国が定める「社会資本整備総合交付金交付要綱」に基づく。
		戸建木造住宅の耐震診断を行う者	<p>【戸建木造住宅耐震診断事業】 1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組構法によって建築された地上階数が2以下のもの (3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの (4) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの 2 対象事業 一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」又は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、市内の建築設計事務所に所属する耐震診断士が戸建木造住宅の耐震診断を行う事業</p>	<p>(補助対象経費) 耐震診断に要する経費</p> <p>(補助率及び限度額) 補助対象経費の3分の2以内の額とし、1戸当たり89,000円を上限とする。</p>		<p>1 耐震診断事業計画書 2 住民票の写し 3 見積書の写し 4 登記事項証明書等 5 納税証明書 6 建築確認済証等 7 現況の各面図 8 現況写真(外観2面以上) 9 業務工程表 10 委任状</p>		<p>1 契約書の写し 2 領収書の写し 3 耐震診断報告書 4 耐震診断実施証明書</p>	
		戸建木造住宅の耐震改修設計を行う者	<p>【戸建木造住宅耐震補強設計事業】 1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組構法によって建築された地上階数が2以下のもの (3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの (4) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの 2 対象事業 一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」又は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、市内の建築設計事務所に所属する耐震診断士等が戸建木造住宅の耐震診断を行った結果、倒壊の危険性があると判断されたものについて、地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震改修工事の計画策定を行う事業。ただし上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする補強設計に限る。</p>	<p>(補助対象経費) 耐震改修設計に要する経費</p> <p>(補助率及び限度額) 1. 耐震診断を行っていない場合 補助対象経費の3分の2以内の額とし、1戸当たり118,000円を上限とする。 2. 耐震(精密)診断を行っている場合 補助対象経費の3分の2以内の額とし、1戸当たり83,000円を上限とする。</p>		<p>1 耐震改修設計事業計画書 2 住民票の写し 3 見積書の写し 4 登記事項証明書等 5 納税証明書 6 建築確認済証等 7 耐震診断を実施している場合は、耐震診断結果報告書の写し 8 委任状</p>		<p>1 契約書の写し 2 領収書の写し 3 現況の各階平面図 4 補強計画及び設計図書 5 工事費の積算を補助対象経費に算入した場合は、耐震改修工事の見積書 6 耐震改修設計実施証明書</p>	

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
民間建築物耐震改修促進事業	戸建木造住宅及び緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。	戸建木造住宅の耐震改修工事を行う者	<p>【戸建木造住宅耐震補強工事事業】</p> <p>1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの</p> <p>(1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの</p> <p>(2) 在来軸組構法によって建築された地上階数が2以下のもの</p> <p>(3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの</p> <p>(4) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの</p> <p>2 対象事業</p> <p>一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」又は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、市内の建設業許可を有する業者により戸建木造住宅の耐震改修工事を行う事業。ただし上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする補強設計に限る。</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>耐震改修工事に要する経費</p> <p>(補助率及び限度額)</p> <p>補助対象経費の2分の1以内の額とし、1戸当たり600,000円を上限とする。</p>	事業実施前	<ol style="list-style-type: none"> 耐震改修工事事業計画書 工程表 住民票の写し 見積書の写し 登記事項証明書等 納税証明書 建築確認済証等 現況写真(外観写真2面以上) 現況の各階平面図 耐震改修設計の内容を確認できる図書 耐震診断報告書の写し 委任状 	事業終了後速やかに	<ol style="list-style-type: none"> 契約書の写し 領収書の写し 工事監理報告書の写し 工事写真 耐震改修工事実施証明書 	詳細については、「天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領」に基づく。
		戸建木造住宅の建替え工事を行う者	<p>【戸建木造住宅建替え工事事業】</p> <p>1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの</p> <p>(1)天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの</p> <p>(2) 在来軸組構法によって建築された地上階数が2以下のもの</p> <p>(3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの</p> <p>(4) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの</p> <p>2 対象事業</p> <p>一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」又は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき耐震診断を行った結果、倒壊の危険性があると判断され、原則として同一敷地内で、市内の建設業許可を有する業者により既存の戸建て木造住宅1棟すべてを解体し、住宅を新築する事業。ただし建替えの結果、地震に対して安全な構造となるものに限る。(建替え後の住宅については、構造(木造・非木造)は問わない。)</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>建替え工事に要する経費</p> <p>(補助率及び限度額)</p> <p>補助対象経費の23%以内の額とし、1戸当たり600,000円を上限とする。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 建替え工事事業計画書 工程表 住民票の写し 見積書の写し 登記事項証明書等 納税証明書 建築確認済証等 現況写真(外観写真2面以上) 現況の各階平面図 建替え設計の内容を確認できる書類(確認済証の写し等) 耐震診断報告書の写し 委任状 		<ol style="list-style-type: none"> 契約書の写し 領収書の写し 工事監理報告書の写し 工事写真 法適合証明書 	
		戸建木造住宅の耐震シェルター工事を行う者	<p>【戸建木造住宅耐震シェルター工事事業】</p> <p>1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの</p> <p>(1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの</p> <p>(2) 在来軸組構法によって建築された地上階数が2以下のもの</p> <p>(3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの</p> <p>(4) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの</p> <p>(5) 天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領に基づく、耐震改修工事又は建替えに係る補助金の交付を受けていないもの</p> <p>2 対象事業</p> <p>地震発生時に、居住している住宅の倒壊から居住者の命を守るため、次のいずれかに該当するシェルターを設置する事業。</p> <p>(1)熊本県住宅耐震化支援事業実施要領第2条第8号に規定するもの</p> <p>(2)市長が上記(1)と同等以上と認めたもの</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>耐震シェルター工事に要する経費</p> <p>(補助率及び限度額)</p> <p>補助対象経費の2分の1以内の額とし、1戸当たり200,000円を上限とする。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 耐震シェルター工事事業計画書 工程表 住民票の写し 見積書の写し 登記事項証明書等 納税証明書 建築確認済証等 現況写真(外観写真2面以上及び設置予定場所) 現況の各階平面図 耐震診断報告書の写し 委任状 		<ol style="list-style-type: none"> 契約書の写し 領収書の写し 工事写真 	

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
		緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断を行う者	<p>【緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業】</p> <p>1 対象建築物 天草市内に存する建築物のうち、次の要件を全て満たすもの</p> <p>(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第14条各号に掲げるもの</p> <p>(2) 建築物の敷地が緊急輸送道路に接するもの</p> <p>(3) 耐震診断に関し、他の補助金等の交付を受けていないもの</p> <p>(4) 戸建木造住宅以外のも</p> <p>(5) 昭和56年5月31日以前に着工したもの</p> <p>(6) 原則として、既存の建築物において建築基準法に係る違反がないもの</p> <p>2 対象事業 市内の建築士事務所に所属する耐震診断士が、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断を行う事業</p>	<p>(補助対象経費等)</p> <p>1 耐震診断に要する費用</p> <p>2 基準額(①～③の合計)</p> <p>1,000㎡以内の部分 延べ床面積×2,060円/㎡…①</p> <p>1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分 延べ床面積×1,540円/㎡…②</p> <p>2,000㎡を超える部分 延べ床面積×1,030円/㎡…③</p> <p>3 1棟当たり補助対象限度額925,000円</p> <p>(補助率及び限度額)</p> <p>1、2及び3のうちいずれか低い額の3分の2以内の額とし、1棟当たり616,000円を上限とする。</p>		<p>1 耐震診断事業計画書</p> <p>2 住民票の写し</p> <p>3 見積書の写し</p> <p>4 登記事項証明書等</p> <p>5 納税証明書</p> <p>6 建築確認済証等</p> <p>7 現況の各図面</p> <p>8 現況写真(外観2面以上)</p> <p>9 業務工程表</p> <p>10 委任状</p>		<p>1 契約書の写し</p> <p>2 領収書の写し</p> <p>3 耐震診断報告書</p> <p>4 耐震診断実施証明書</p>	詳細については、「天草市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金交付要領」に基づく。
ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業	ユニバーサルデザイン(以下「UD」という。)に配慮した建築物の整備を促進する。	不特定かつ多数の者が利用する建築物をUDに配慮した整備を行う民間事業者等	<p>不特定かつ多数の人が利用する施設で、面積2,000㎡未満のもの</p> <p>UD計画書に基づく改修であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの</p> <p>1 全ての建築物特定施設が移動等円滑化基準に適合するもの</p> <p>2 経路上の全ての建築物特定施設が、原則として移動等円滑化基準に適合するもの</p> <p>3 経路上の1以上の建築物特定施設が原則として移動等円滑化基準に適合することとなるもの</p> <p>※経路とは、道又は駐車場から主たる利用居室及び便所までの経路をいう。</p>	<p>(補助率及び限度額)</p> <p>1 原則型改修及び経路全部型改修の場合の出入口、廊下等、階段、便所、駐車場等の建築物特定施設や案内標示、カウンター又は記載台等の整備施設の工事に要する経費の3分の2以内の額とし、200万円を限度とする。</p> <p>2 経路部分型改修の場合の1以上の建築物特定施設の工事に要する経費の3分の2以内の額とし、500,000円を限度とする。</p>	事業実施前	UD計画書	事業終了後速やかに	工事完了写真(2部)	詳細については、「熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要領」に基づく。
狭あい道路整備事業	道路境界及び道路中心線の確定並びに後退用地の本市への寄付を促進し、住環境の利便性の向上及び安全性の確保を図る。	都市計画区域内の狭あい道路に接する敷地の所有者	<p>後退用地の本市への寄付を条件に、道路境界及び道路中心線の確定並びに後退用地の測量及び分筆登記に要する経費を補助。</p> <p>(なお、申請をしようとする者は、申請の前に事前協議書及びその添付書類を提出し、後退用地に関する協議を行うことが必要。)</p> <p>※すみ切り用地:狭あい道路と他の道路が同一平面上で交差、接続又は屈曲(以下「交差等」という。)する箇所(交差等により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)に、角地の隅角をはさみ辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形の部分。ただし、交差等により生ずる内角が60度以下の場合には、底辺の長さが2メートル以上となる二等辺三角形の部分。)</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>1 道路境界及び道路中心線の確定に要する経費(消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>2 後退用地の測量及び分筆登記に要する経費(消費税を含む)</p> <p>(補助額)</p> <p>次の各号の区分に応じて定める額とする。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)</p> <p>1 後退用地を寄附する場合 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、40万円を限度とする。</p> <p>2 後退用地と合わせてすみ切り用地(※)を寄附する場合 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、48万円を限度とする。</p>	事業実施前で、かつ11月末日まで	<p>1 見積書の写し</p> <p>2 事業協議書及びその添付図書の写し</p> <p>3 市税の滞納のない証明書</p> <p>4 申請者・測量登記業者等の確認・宣誓書</p> <p>5 同意書</p>	事業完了の日から起算して30日以内又は助成金の交付決定があった日の属する年度の2月15日のいずれか早い日	<p>1 注文書及び領収書の写し</p> <p>2 後退用地寄附申出書</p> <p>3 現況写真</p> <p>4 土地境界確定図</p> <p>5 字図の写し</p> <p>6 後退用地の全部事項証明書</p> <p>7 土地登記承諾書兼登記原因証明情報書</p> <p>8 印鑑登録証明書</p> <p>9 資格証明書(法人の場合に限る。)</p>	詳細については、「天草市狭あい道路整備事業補助金交付要領」に基づく。
■牛深支所建設課									
みなとまちづくり推進事業	牛深港周辺地域の活性化を図る。	牛深みなとまちづくり推進事業の趣旨に賛同する団体	<p>みなとまちづくりに関連したイベント及びPR活動(牛深港周辺地域の活性化を目的とした事業)</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。)</p> <p>2 事務経費(懇親会経費等の食糧費を除く。)</p> <p>3 その他市長が認めるもの</p> <p>補助金の額は、総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。</p>	事業実施前	団体等の構成員名簿	事業終了後速やかに	<p>1 イベント事業実施状況の写真</p> <p>2 領収書の写し</p>	

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 下水道課									
浄化槽設置事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止を図る。	住宅又は自治公民館に浄化槽を設置又は転換しようとする者	下水道許可区域外、集落排水事業区域外で合併浄化槽を設置する者に対して、その設置に要する経費の一部を補助する事業	(補助額) 1 5人槽 418,000円 2 7人槽 521,000円 3 10人槽 687,000円 4 浄化槽の転換にあっては、1～3に定める額に90,000円を加えた額	事業実施前	1 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し 2 設置場所の案内図 3 建物の平面図 4 浄化槽等配置図又は屋内外排水設備図 5 工事請負契約書の写し 6 型式適合認定書並びに同認定書別添付様書及び図面の写し 7 浄化槽整備士免状の写し 8 10人槽以下の浄化槽設置にあっては、登録証の写し、浄化槽管理票(C票)及び保証登録証 9 浄化槽の転換にあっては、既存の単独浄化槽が確認できる書類及び写真	事業後速やかに	1 浄化槽使用開始報告書の写し 2 検査依頼書の写し 3 浄化槽の清掃に係る業務委託契約書の写し 4 工事写真及びチェックリスト 5 浄化槽の転換にあっては、既存の単独浄化槽の浄化槽廃止届書の写し 6 浄化槽の転換で、既存の単独浄化槽の撤去を伴う場合にあっては、既存の単独処理浄化槽の撤去の作業工程が分かる写真及び処分した産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し	詳細については、「天草市浄化槽設置整備事業補助金交付要領」に基づく。
■ 教育総務課									
小・中学校及び県立学校等記念事業	天草市小・中学校又は市内の県立学校に係る記念事業に要する経費の一部を支援し、学校を中心とした地域の連帯感を高めるとともに、地域コミュニティの形成に資する。	記念事業を行うことを目的に組織された実行委員会等	閉校又は10年単位以上の記念事業を対象とする。 1 記念誌の発行 2 記念碑の建立 3 その他教育委員会が適当と認めた事業	閉校事業 対象経費の合計額とし、500,000円を上限とする。 10年単位以上の記念事業 対象経費の1割以内で、300,000円を上限とする。	事業実施前		事業終了後速やかに	領収書の写し	
姉妹都市教育交流事業	異文化体験や国際交流により、中学生に幅広い視野と国際感覚を身につけさせるとともに、郷土を担う青少年の育成を図る。	天草市に住所を有する中学生及び引率者(事前に審査を行う)	姉妹都市アメリカ合衆国エンシニタス市を訪問し、ホームステイ等を行う交流事業	(補助対象経費) エンシニタス市への渡航に係る旅費 (補助率) 1 引率者の場合は、1人当たり300,000円を限度とする。 2 生徒の場合は、補助対象経費の3分の2以内の額で、1人当たり200,000円を限度とする。	渡航日の1月前		帰国後1月以内	1 領収書の写し 2 活動写真	
高校生修学支援補助	御所浦中学校を卒業後、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に規定する高等学校等に在学する生徒、そのほか御所浦町に住所を有し高等学校等に通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、もって離島における生徒の修学の機会の確保に資することを目的とする。	次のいずれかに該当するものの保護者 (1) 天草市御所浦町に住所を有し、高等学校等に自宅から通学している生徒 (2) 天草市立御所浦中学校を卒業後、高等学校等に通学するため高等学校等の寮若しくはアパートを利用し、又は下宿若しくは間借りをしている生徒	御所浦地区から高等学校等へ通学する際の交通費(船賃)及び下宿等経費	(補助額) (1) 天草市御所浦町に住所を有し、高等学校等に自宅から通学している生徒については、通学に利用する定期船の定期券代の額。 (2) 天草市立御所浦中学校を卒業後、高等学校等に通学するため高等学校等の寮若しくはアパートを利用し、又は下宿若しくは間借りをしている生徒については、月額1万円又は高等学校等の寮若しくはアパートの利用等における支出額とを比較していずれか少ない方の額。 (交付期間) 高等学校等に在学中の3年間を上限とする。	8月末日。ただし、8月以降に補助対象となった者については、「補助対象となった日の属する月の末日」。	高等学校等の在学証明書及び貸借契約書等の写し又は下宿費等及び通学費に関する証明書	-		詳細については、「天草市高校生修学支援補助金交付要領」に基づく。

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
離島高校生通学利便性強化補助	御所浦地域において、通学生徒の利便性を強化し、通学生徒の修学環境の向上を図る。	保護者会(御所浦地域から熊本県立天草高等学校倉岳校に通学する生徒の保護者で構成する団体)	通学生徒等の利便性の強化を目的とし、倉岳校の代表者が事前に認めた行事等で海上タクシーを利用する事業	(補助額) 海上タクシー料金から、その便を利用する通学生徒等の人数に乗船料200円を乗じた額を差し引いた額とする。ただし、1便当たりの海上タクシーの料金は8,000円を上限とし、予算の範囲内で支給するものとする。	事業実施前	増便計画書(倉岳校の代表者から補助多対象事業者に提出されたもの)	年度末	1 海上タクシーの運行日、寄港地、利用者数、隻数等の実績がわかる書類 2 補助対象経費の支払いを証明する書類	詳細については、「天草市離島高校生通学利便性強化補助金交付要領」に基づく。
■ 学校教育課									
天草教育研究所等補助	教職員の研修の充実並びに児童生徒の体育及び文化活動の振興を図る。	天草教育研究所	1 教職員の研修の推進 2 部門別研修会の事業推進 3 各部会の連絡調整 4 児童・生徒の文化・体育の振興 5 熊本県教育研究会及び教育関係諸団体との連絡調整 6 その他天草地区の教育振興に寄与するために必要と認めるもの。	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに		年度末	積立金現在高報告書	
小・中学校集団宿泊教室参加補助	集団宿泊生活の体験を通して、児童及び生徒の健全な育成を図る。	天草市内の小・中学校に在籍し、集団宿泊教室に参加する児童及び生徒	集団宿泊教室事業	(補助対象経費) 交通費、消耗品費、食糧費、印刷製本費及び使用料 (補助額) 1 小学校 補助対象経費の2分の1に相当する額又は参加者数に2,000円を乗じた額のいずれか低い額 2 中学校 補助対象経費の2分の1に相当する額又は参加者数に3,000円を乗じた額のいずれか低い額	事業実施前	1 参加者名簿 2 活動計画書等	事業終了後速やかに		
小・中学校児童及び生徒の通学費補助	保護者の経済的負担の軽減化及び義務教育の公平かつ円滑な推進を図る。	1 小学校にあつては、校長が定める通学路の距離が片道4キロメートル以上の者 2 中学校にあつては、校長が定める通学路の距離が片道6キロメートル以上の者 (補助対象でない者)上記にかかわらず、スクールバスを利用する者及び学校区域外就学をする者は、支給対象としない。	補助対象者が利用する次に掲げるものに対する通学費補助事業 1 路線バス 2 自転車(中学校に通学する生徒に限る。) 3 その他特に市長が認める方法(以下この項において「その他通学」という。)	1 路線バス通学は、学生割引定期券購入に必要な額とし、四半期ごとに交付する。ただし、学生割引定期券の適用がない路線バスについては、利用実績に基づく額を交付する。 2 自転車通学は、次の(1)から(3)までに掲げる所属学年に応じた額を、1対象者につき1回限り、在学初年度の学年始めに交付する。 (1) 第1学年 36,000千円 (2) 第2学年 24,000千円 (3) 第3学年 12,000千円 3 その他通学は、月額1,000円(補助金の対象となった日の属する月を含む。)とし、学年始めに年額分を交付する。	「小・中学校児童及び生徒の通学費補助に関する実施要領」に定める期限		-		詳細については、「小・中学校児童及び生徒の通学費補助に関する実施要領」に基づく。
小・中学校各種大会出場補助	体育・文化活動を通して児童及び生徒の健全な育成を図る。	天草市内の小・中学校に在籍し、各種大会に出場登録する児童及び生徒	1 次に掲げる団体が主催または共催する熊本県大会及び同大会を経て出場権を得た上位の大会(市外で開催される駅伝大会の試走(ただし1回に限る。)を含む。) 中学校体育連盟、吹奏楽連盟、合唱連盟、音楽教育研究会、中学校技術・家庭科研究会又は中学校英語教育研究会 2 小学校運動部活動で熊本県内の大会を経て出場権を得た熊本県大会より上位の大会 3 その他教育長が認める大会	(補助対象経費) 交通費、宿泊費(1泊につき1人当たり5,000円を上限とする。)、物品運搬費、参加料その他市長が必要と認める経費に、次に定める補助率を乗じて算出した額。ただし、御所浦地区における補助対象者に船賃(市内を運行し、かつ、御所浦町を発着するものに限る。)が生じた場合は、当該額に船賃を加算することができる。 (補助率) 1 熊本県大会 6割 2 熊本県大会より上位の大会 8割 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	1 出場する大会の開催要項等 2 出場計画書	事業終了後速やかに	大会成績等実績がわかるもの	詳細については、「天草市立小・中学校に対する補助金の運用内規」に基づく。
天草教育研究所天草部会補助	学校教育の各分野において専門的な研究等を行い、天草の教育振興を図る。	天草教育研究所天草部会	1 教職員の専門的若しくは技術的な研究又は研修に関する事業 2 児童生徒の文化の振興に関する事業 3 児童生徒の体育の振興に関する事業 4 その他市長が必要と認める事業	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
熊本県中学駅伝天草大会開催補助	熊本県中学駅伝天草大会を通じて、生徒の健全な育成を図るとともに、交流人口の増加を推進する。	天草郡市中学校体育連盟	熊本県中学駅伝天草大会の開催	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		

■天草市補助金交付事業一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助率又は補助額(限度額)	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
九州中学校駅伝競走大会開催補助	九州中学校駅伝競走大会を通じて、生徒の健全育成を図るとともに、交流人口の増加を推進する。	天草郡市中学校体育連盟	九州中学校駅伝競走大会の開催	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
天草市教育研究推進校補助	学校教育の充実及び教育力向上を図る。	1 文部科学省教育研究指定又は委嘱校 2 熊本県教育委員会教育研究推進指定校 3 天草市指定教育研究推進指定校 4 教育に関する研究事業の実施校等で、天草市教育委員会が必要と認めるもの	天草市教育委員会等が指定する教育研究推進校・幼稚園が実施する教育研究事業	(補助対象経費) 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
学校教育研究委員会補助	小・中学校の教育の充実及び振興を図る。	天草市学校教育研究委員会	1 学校教育に関する調査及び研究事業 2 学校教育の振興のための事業	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
■ 生涯学習課									
青少年育成事業	青少年の健全育成を図る。	青少年育成活動を実施する団体	1 市内に居住する青少年に対して次の各号のいずれかに該当する活動の場を提供する事業とする。 (1) 自然体験活動 (2) 芸術・文化体験活動 (3) 科学体験活動 (4) 社会奉仕体験活動 (5) 職業体験活動 (6) 地域間交流活動 (7) 異文化交流活動 (8) 前7号に掲げるもののほか、市長が適当と認める体験活動及び交流活動 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除くものとする。 (1) 補助対象団体以外の者が主催する事業への参加、スポーツや芸術等の鑑賞又は施設等の見学を活動の中心とする事業 (2) 参加する青少年が10人未満である事業 (3) 事業に要する経費の総額が10万円以下の事業 (4) 市による他の補助金、交付金等を受けて実施する事業 (5) 営利を目的とするもの又は宗教的、政治的若しくは反社会的な目的で実施する事業	(補助対象経費) 報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、材料費その他事業に要する経費 (補助額) 1 市内に居住する青少年のうち所属団体、居住地、その他特定の条件下にある者のみを対象に参加者を募集して実施する事業 補助対象経費の2分の1以内の額とし、150,000円を上限とする。 2 市内全域の青少年を対象に参加者を募集して実施する事業 補助対象経費の2分の1以内の額とし、200,000円を上限とする。	事業実施前	団体に関する調査	事業終了後速やかに	1 参加した青少年の氏名、年齢及び居住地が分かる書類 2 補助対象経費に係る領収書の写し 3 補助事業で使用したチラシ、ポスター及び資料等 4 補助事業の活動の様子が分かる写真	詳細については、「天草市青少年育成事業補助金交付要領」に基づく。
天草市社会教育関係団体運営費	天草市の社会教育の振興のために活動する社会教育関係団体の運営を支援する。	1 天草市PTA連絡協議会 2 天草市地域婦人会連絡協議会 3 天草市青年団 4 天草市子ども会育成連絡協議会 5 牛深海洋少年団 6 天草市青少年育成協議会 7 天草市人権教育推進協議会 8 その他市長が必要と認める社会教育関係団体	総会、会議、研修会及びスポーツ大会の開催並びに各種大会の参加等	予算の範囲内で市長が定める額 (補助対象経費) 1 社会教育関係団体の運営に要する経費 2 社会教育関係団体の事業の実施に要する経費 3 全国大会に出場する場合の交通費及び宿泊費 4 その他市長が必要と認めるもの	総会終了後速やかに		事業終了後速やかに		